

平成 29 年第 4 回定例会

むかわ町議会会議録

平成 29 年 12 月 12 日 開会

平成 29 年 12 月 13 日 閉会

むかわ町議会

平成29年第4回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月12日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告及び提出事件の概要説明	7
一般質問	9
大 松 紀美子 議員	9
三 上 純 一 議員	22
野 田 省 一 議員	31
山 崎 満 敬 議員	38
北 村 修 議員	43
津 川 篤 議員	58
散 会	66

第 2 号 (12月13日)

議事日程	67
本日の会議に付した事件	68

出席議員	6 8
欠席議員	6 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 9
事務局職員出席者	7 0
開 議	7 1
議事日程の報告	7 1
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
議案第 5 3 号から議案第 5 5 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
議案第 5 6 号から議案第 5 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
認定第 1 号から認定第 7 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	9 7
意見書案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
意見書案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
意見書案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
意見書案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
意見書案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
所管事務調査報告の件	1 1 1
閉会中の特定事件等調査の件	1 1 2
議員派遣に関する件	1 1 2
閉議及び閉会	1 1 2
署名議員	1 1 5

むかわ町告示第41号

平成29年第4回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年12月1日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成29年12月12日（火）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
8番	小坂利政	議員	9番	山崎真照	議員
10番	津川篤	議員	11番	北村修	議員
12番	木下隆志	議員	13番	野田省一	議員
14番	三倉英規	議員			

不応招議員（なし）

平成29年第4回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年12月12日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
8番	小坂利政	議員	9番	山崎真照	議員
10番	津川篤	議員	11番	北村修	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

欠席議員（1名）

12番 木下隆志 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	田所隆	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	高田純市	総務企画課主幹	西幸宏

総務企画課 主 幹	酒 卷 宏 臣	総務企画課 主 幹	大 塚 治 樹
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課 主 幹	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課 主 幹	今 井 喜代子
健康福祉課 主 幹	藤 田 浩 樹	産業振興課長	成 田 忠 則
産業振興課 主 幹	東 和 博	産業振興課 主 幹	松 本 洋
産業振興課 主 幹	今 井 巧	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課 主 幹	江 後 秀 也	建設水道課 主 幹	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課 主 幹	菅 原 光 博
地域振興課 主 幹	中 澤 十四三	恐竜ワールド 戦略室主幹	加 藤 英 樹
恐竜ワールド 戦略室主幹	田 口 博	地域経済課長	為 田 雅 弘
地域経済課 主 幹	吉 田 直 司	国民健康保険 穂別診療所 事務 長	藤 江 伸
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課 参 事	中 村 博	教育振興室長	金 本 和 弘
選挙管理委員 会事務局長	高 田 純 市	選挙管理委員 会事務局次長	石 川 英 毅
選挙管理委員 会事務局次長	西 幸 宏	農業委員会 事務局 長	鎌 田 晃
農業委員会 支 局 長	為 田 雅 弘	監 査 委 員	辻 圓 治

事務局職員出席者

事 務 局 長 八 木 敏 彦 主 査 長谷山 美 香

◎開会及び開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回むかわ町議会定例会を開催させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、星 正臣議員、8番、小坂利政議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、12月6日開催の第8回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長、どうぞ。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（三上純一君） 議長のお許しをいただきましたので、今日6日に開催いたしました第8回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第4回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は7件で、その内訳は議案7件であります。議員等から提出を予定している審議案件は15件で、その内訳は認定7件、意見書案5件、その他3件であります。

提出審議案件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、会期日程表に記載のとおり、議案第52号から議案第54号までの3件、認定第1号から認定第7号までの7件であります。

認定7件については、平成28年度むかわ町各会計決算について、本年9月に開催の定例会において特別委員会を設置し、その審査を付託されたものであり、その結果を報告するものであります。

議員より提出のありました意見書案は3件であります。12月1日に各常任委員会協議会が開催され、協議の結果、受理番号6番は、意見書案第13号として所定の賛成者をつけ提出されております。受理番号7番は、意見書案第14号として所管の委員会構成委員で提出されております。受理番号8番は、意見書案第15号として所定の賛成者をつけ提出されております。

陳情文書表の取り扱いについては、9月定例会以降受け付けたもので2件であります。お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。受理番号22番は意見書案第16号、受理番号23番は意見書案第17号として、所管の委員会構成委員で提出することが決定しております。

次に、一般質問については、4番、大松議員ほか5名から12項目の通告がありました。その取り扱いは通告のとおりといたします。

次に、本定例会の会期については、以上の審議案件件数と取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり本日と13日の2日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮をお願い申し上げます。

次に、議会中継についてですが、むかわ四季の館、穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーにおいて放映されております。

なお、審議の妨げになるような私語は厳に慎まれるようお願い申し上げます。

以上申し上げて、平成29年第8回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとさせていただきます。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日12日から13日までの

2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第82号のとおりでございますので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び町長提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長、どうぞ。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに平成29年第4回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄、何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

概要説明の前に、諸般の行政の状況について2点、御報告を申し上げます。

1点目は、恐竜化石を活用した自治体連携協定についてでございます。

このたび、恐竜化石を生かしたまちづくりの連携に向け、本年5月に兵庫県丹波市、同県篠山市、熊本県御船町と本町の4市町間の間で覚書を交わし、去る11月26日に丹波市において自治体ネットワークの名称を「にっぽん恐竜協議会」とし、同日、本協議会の設立などを盛り込んだ基本協定書を締結してまいりましたので、御報告申し上げます。

恐竜化石を活用した自治体連携に伴う基本協定書の主な内容としましては、今後、自治体間で学術調査研究の連携や化石の交換展示などを行っていくとともに、子どもたちの交流や教育、文化交流、観光振興、特産品等の情報発信、災害時の相互支援などで連携を図っていくこととしております。

本協定書の期間は、平成34年11月25日までの5年間としており、その後の自治体間で何らかの意思表示がない場合は、引き続き1年ごとの本協定を更新することとなっております。

今後は、国内に34の自治体があると言われております恐竜化石が産出している他の自治体等にも参加を呼びかけ、新しく発足しました「にっぽん恐竜協議会」の交流、拡大を図っていくこととしているところでございます。

2点目は、昨日12月11日の朝過ぎ、鶴川地区市街地で発生しました突風被害についてでございます。

午前9時7分ごろ、福住三丁目を中心に停電となり、駒場から福住三丁目に向け、住民から通報が入ったことから、直ちに職員を現地調査に向かわせ、被害状況把握と剥離した屋根等の応急対応や危険箇所を一時通行止めにするなど、消防や警察と連携し、対応を図ってきたところでございます。

被害につきましては、駒場から田浦に向かって約2.5キロメートルほどを縦断したような状況となっております。住宅の被害は、屋根の剥離、飛散などが6件、非住宅被害では、屋根の飛散などが5件、物置の全壊が1件、社会福祉施設の窓ガラスの破損が1件、電線の断線が3件で、約340戸が3時間ほど停電となったところでございます。

町としましては、被害状況の確認とともに、高齢者見守り隊2班を停電世帯に派遣し、高齢者の方々の安否の確認を行い、人的な被害がなかったことを把握しているところでございます。

なお、午後から気象庁の職員4名が現地調査を行い、気象現象の発生状況などの詳細把握を行ったところでございますが、竜巻と特定するには至らなかったとの見解でございました。

前後しましたが、このたびの被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。昨今の異常気象につきましては、いつ、何が、どこで起きても不思議はない状況になっております。町といたしましても、今後とも日常的にもさらに危機感を持って対応に努めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、議案7件でございます。

議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の規約変更協議に関する件につきましては、戸籍に係る電子情報処理の事務の委託に関する規約の一部変更について協議がありましたので、あらかじめ議会の議決を得ようとするものであります。

議案第50号 むかわ町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案につきましては、町の機関等にかかわる申請、届け出、その他手続に関し、電子情報処理組織を使用

する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定め、町民の皆さんの利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化を進めるため、新たに条例を設けるものであります。

議案第51号 むかわ町放課後子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、穂別地区の放課後子どもセンターの新築に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第52号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、富内小学校を平成29年度をもって穂別小学校に統合廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第53号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）、議案第54号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第55号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） これで町長行政報告及び提出事件の主要説明を終わりました。

◎一般質問

○議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（三倉英規君） まず初めに、4番、大松紀美子議員、どうぞ。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

まず初めに、恐竜ワールド推進計画についてです。

これまで恐竜ワールドセンターの方々を初め、多くの町民の皆さんに恐竜を生かしたまちづくりの推進のためにお力添えをいただいていることに、まず感謝を申し上げたいと思います。

恐竜ワールド推進計画が示され、議会、委員会としても、これまで数度にわたり調査を行

ってきました。戦略、戦術、期待する効果、施策内容、具体的なアクションプラン、推進する年度についても記されています。その中の核となる施設の魅力向上戦略として、博物館のリニューアル、複合的施設整備も示され、リニューアル案1、リニューアル案2が、来年3月中旬に明らかになるとしてあります。

しかし、その案を十分に検討、議論する間もなく、すぐに来年度、30年度に基本設計、31年度には実施設計、そして33年度にはグランドオープン、34年度が外交交流との計画を示しています。そして、これまで何度もお尋ねしておりますが、一度も予算規模がどうなるかというの示されておられません。

リニューアル案1案は、現在の公共駐車場スペースに展示スペース、交流、物販、コミュニティスペースを増設、現在の博物館を学習研究棟にし、学習研究部門を強化する。2案については、地球体験館敷地の活用として、展示スペース、交流、物販、コミュニティスペースを増設、現在の博物館を学習研究棟にし、学習研究部門を強化するとしてあります。

財源について、この博物館周辺エリア整備に使える補助などはほとんどないというのが現実との答弁もいただいています。この恐竜ワールド構想推進計画、大変重要な施策と位置づけていることは存じております。しかし、身の丈にあった事業展開をしなければならないのも事実です。予算規模を示し、先ほども申し上げましたが、町民全体で議論を進めなければならない事業と考えています。整備に係る財源と予算規模をどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） お答えいたします。

むかわ町恐竜ワールド構想推進計画にございます博物館のリニューアル、複合的施設整備の事業スケジュールは、4番議員の質問要旨のとおりであります。

この間、議会閉会中の各常任委員会の所管事務調査においてもお答えしておりますが、今年度の事業として博物館周辺エリア再整備基本計画策定業務を委託しており、その成果品の納期を3月15日としております。

現在までのところ、博物館周辺施設の設備や管理費等の調査、博物館の展示物などの収蔵品調査を行い、現施設における今後の経費算出、個体数の展示手法、映像設備の導入など、計画策定に必要とされる基礎数値の積み上げを行っており、成果品には博物館周辺エリアの配置計画案や博物館の規模などの複数の方向性を提示していただくこととしております。

以上のことから、予算規模につきましては、現時点でお答えできる段階にはないことを御

理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） すごく不思議に思うのは、例えばちょっと小さ過ぎますけれども、自分の家を建てるときに、例えば設計図を書いてくださいと言ったときに、これぐらいの規模でとかって普通言いますよね。お任せでどんなにお金がかかっても、とにかくやってみてくださいという方もいらっしゃるんだろうけれども、私はどうも最後のほうに言ったお金のことは言いませんからお考えだけ示してくださいと、こういうことで頼んでいるということですか。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） まず、委託をしている事業内容、その成果について、もう少し詳しくお話を申し上げますと、まず施設整備の規模、どれぐらいの規模になるかといった部分、それと博物館周辺エリアの配置案というものを複数案出しまして、どの案をよしとするのかといった部分を今後、町民の方々にもお声を聞きながら進めていくこととなります。

また、増改築等の整備パターン、そういったものをお示ししていくということで、事務局レベルの考え方としましては、来年2月ごろまでには、まちづくり委員会、もしくは地域協議会にも意見を求めていきたいと思っておりますし、正式にこの策定が出た段階から、議会の議員の皆様にも意見を求めていきたいと思っておりますし、3月15日、正式に策定された後、4月以降に町民の意見を問うパブリックコメント等も進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） ちょっと資料をとらせてください。

○議長（三倉英規君） いいですよ。

○4番（大松紀美子君） この計画にいろいろ示されているんですけども、3月15日を期限として2案、これ皆さん持っていると思いますけれども、地球体験館を含めた周辺整備どうするのかという、これですけれども。

要するに、3月15日にその案がどうなのか出てきますでしょう。今、まちづくり委員会の方々、議会も含めて、来年の2月までには意見を聞きたいとおっしゃいましたけれども、私たちがもちろんこういう周辺エリアがどのように活用できるのかということはもちろんです

けれども、町民の皆さん一番心配しているのは、一体お金が幾らかかるのということなんです。そうしたら、結局、この2案の中にはお金のことは出てこない、出てくる……今、ううんとおっしゃいましたけれども、その2案の出てくると、それをそうしたら、その出てきた段階で議論してもらおうとおっしゃいましたけれども、3月15日に出てきますでしょう、そうしたら、30年度には基本設計をしたいと計画していますでしょう。そうしたら、その基本設計、それも6月議会と田所さんは、支所長は委員会で御答弁されました。そうしたら、3月15日に出てきて、来年は多分、3月18日になると思いますけれども、町長町議選挙もあるんですよ。3月15日までに出てきて、それを選挙もあって、この大変なときに6月に予算組んで基本設計の予算なんかできますか。私はできないと思っているんです。

町長の方針として、まちづくりと一緒に町民の皆さんと一緒にやっていくんだと、協働のまちづくりだとおっしゃっていますよね。予算が1案、2案の予算が示されて、これどっちがいいのか、どっちもだめなのか、別な方法を考えなきゃならないのかというのは、町民全体で考えていかなきゃいけないことではないですか。そのときに、3月15日に出てきたものを、そのごちゃごちゃ皆さん選挙だ、何だとやっているときに、町民の皆さんに示して6月に予算を組むなんていう、そういう私が考えれば無謀なことを計画していると私は感じるんですけれども、いかかですか。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） まず、先ほどの答弁の中で言葉足らずだった部分もあったことを、まずおわび申し上げておきます。

新しくリニューアルされる博物館の施設整備の事業規模、これについてもある程度、今回の委託の中身に盛り込んでおります。ですので、最終的な正式な策定の日は3月15日ですけれども、当然ある程度の配置案と予算規模等が示される、概算が示される段階になったら、速やかに議会並びにまちづくり委員会に、それら資料を御提示申し上げたいと思っております。それを2月ごろまでにはお示しをしていきたいというふうに考えております。

また、我々事務局としては、まちづくり委員会の方々の意見を伺いながらも、町民の多くの方々の意見も吸い上げて、それを基本設計に盛り込んでいきたいとも考えております。ですので、パブリックコメント等も含めて、なるべく早目にその取り組みを行いながら、基本設計に意見を反映できるようなスケジュールを組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) 今、田所さん、大事なことを御答弁されたんですよ。

これまで、委員会で合同調査、合同調査というか、2つの委員会で一緒に議論したこともありましたけれども、質疑をさせていただきましてけれども、この事業規模を何回も聞いていますよ、私だけじゃなくて。そのとき、おっしゃいませんよね。言ってないんですよ。だけれども、今、委託の中には事業規模を盛り込んでいるとおっしゃったんですよ。

なぜ、そのとき私たちが委員会の中で聞いているときにお答えいただけなかったんですか。おっしゃっていませんよ、事業規模。言ってないですよ、金額も含めて。今、金額も盛り込んでいる。だから私、最初に言いましたでしょう、家を建ててもらうときに設計してもらうのに、幾らお金がかかってもいいからと頼みますかと。そんなことしませんでしょうと。

[「仕様書の中にも載っていなかったって」と言う人あり]

○4番(大松紀美子君) 仕様書はもらっていますから。ありますよ、仕様書も。

[「委員会でやっているべ」と言う人あり]

○4番(大松紀美子君) 委員会でいただきました、仕様書は。仕様書の中にも金額は入っておりません。入っていませんよ。だって、2ページ……

[「これ、あります」と言う人あり]

○4番(大松紀美子君) もらっています、委員会で。

私がお話ししていますから、聞いてください。

8月3日の委員会のときに、策定業務仕様書、これ2ページにわたるのはいただきましたけれども、予算規模的なことは一切書いていませんし、委員会の中でもお聞きしました。私以外にも聞いている方います。議事録見ていただくとわかりますけれども。

でも、それは事業規模ってお金のことでしょ。当然ですよ。私たちの議会の中では、何で金のことが出てこないのだと、こういうことになっていますけれども。事業規模が盛り込んであったのに、委員会の中で答弁していない、これはどういうことですか。

○議長(三倉英規君) 田所支所長。

○支所長(田所 隆君) ちょっと私もわかりかねないところがあるんですけども、まず仕様書はお示ししていますよね。

仕様書の2ページにわたる仕様書の中に、年次計画及び事業費概算の算出を行いますよと記載されています。詳しく申し上げますと、5番目の業務の内容の(5)、施設整備計画の策定というところの中の中段に、事業費概算の算出もを行いますよと。

ただ、その事業費が幾らになるかというのは、これから委託をして業者にある程度の積算を積み上げて額を決めていくこととなりますというような答弁をしたつもりでおりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 私が一番聞きたいのは、この仕様書を出して契約したわけですよね、460万円で。そのときに、予算規模、町としてはこのぐらいまでならできるだけ、この範囲で検討してくれないかとか、私は言うと思うんです。その金額、これははっきりちゃんと答えてくださいね。お金のことは言っていないんですか、一切。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 施設を整備するに当たって、まず施設の規模、大きさです。大きさが決まらなると事業予算、どれぐらいの経費がかかるかというのは出てきません。その規模をつくるには、規模の大きさを考えるには、各ゾーンごとの面積等をやはり詰めていかなければ、ある程度の金額は出てきません。ですので、その事業規模、大きさから求めてきているというところで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 私の頭ではよくその言っている意味がわか……はっきりと金のことと言っているのか、いないのか、どっちですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今回の委託に当たって、町が予算規模を幾ら幾らにして計画を組みなさいという金額の提示はしていないということでもあります。

委託の中で、町の意見等を聞きながら、こういったものがこのむかわ町の今、施設として配置計画も含めて適当なのかというのを、まずコンサルに出してもらおうと。その中で、予算というか、その事業の規模がレイアウトとか、いろんな方法によって何案か出てくるだろうというふうに考えております。その金額を持ちながら、町として財源的にどうしていけるのかということも、突っ込んでいかなきゃならないわけですので、その後にもまた再度のすり合わせというのが出てこようかと思っています。

今の前段の段階でございますので、今、支所長が申し上げましたように、現段階で金についてのちょっと提示はできないということでもあります。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） ちょっと提示ができないって、どこに提示できないんですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） まだ私どもその資料をもらっておりませんので、どこにも提示できないということなんです。今、その資料が出てきた段階でなるべく検討会の中でいろいろ議論をさせてもらいたいというふうに思っています。

その中で詰めていった中で、先ほど年明けというふうにもお話ししましたが、そういった中では、もう少し数字も含めた中でお話をしていけるものというふうに思っています。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 数字は言っていないし、出てきた1案、2案についても、それは仕組みだけだと、こういうふうなものがつくれて、こう活用できますと。そうしたら、お金、要するに幾らかかるかというのは、幾らかかるかというのは、ああ、そうか、そうか。こちらからは言っていないと、向こうがこれをやるの、1案はこれだけお金かかって、2案はこれだけお金がかかりますよということが出てきますよということですか。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 推進計画に盛り込まれている1案、2案は、あくまでも想定案でございます。そのまま案として今回示されるかどうかはまだ決まっていません。ただ複数案、3案程度以上は想定してくれというお願いをしているところであります。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） ここの計画では2案なんです。それが何で3案出てくるんですか。2案だけ出てくるって、この計画にはなっているんじゃないんですか。3案も出てくるんですか。いや、まあ、いいです、2案でも3案でも。

ただ、私は、その案が出てきて、お金もこれだけかかりますよ、それを選ぶ、選ぶわけでしょう、幾らかかる、幾らかかる。どっちもすごいかかると私は思っているんですけども、かかると。それを今度、例えば3つ出てきたうちの第1案を町の計画としてやっていこうとなったときに、さっきも言いましたけれども、6月の議会に予算、基本設計の予算を組むと御答弁されているんですけども、そんなことがやって、できるかよりもやっていいことで

はないと。

町民との協働のまちづくりということで、本当に町民の皆さんに何十億かかるかわからない、何十億で出てくるかわからないこの計画を、本当にこれからのむかひのまちづくりの、何ていうのかな、中心的な戦略としてやっていくというのであれば、それならそれのようにもっと町民議論を高めて、意見を聞いて、そしてやっていくと。何でそんなに急ぐんですか、委員会の中でも申し上げましたよね。

当然、いろんな後援会も含めて、いろんなことをたくさんやってきたことというのは決して無駄なことじゃないし、よかったことだと思うんですよ。でも、やっぱり一番大変なのは、この施設の整備ですよ。だから、このことは例えばその案が出てきたと、これが果たしてこのままいいのかどうかというのは、やっぱり1年ぐらい時間かけて、町民の中で検討調査会などをつくってもらったりして、十分議論をして進めても私はいいのではないかと、むしろそうすべきだ、すべきこの事業ではないかというふうに私は思うので、今回のこの質問をさせていただいているんですけれども、そのお考えはいかがですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 現段階でのスケジュールといいますか、前に示しました推進計画に基づいて、今、室のほうでは進めているところでございます。

議員おっしゃるように、ちょっと今、取り進めが少しおくらしているところもございまして、示していくのが、なかなかお示しできないというような状況もございます。年明けにそういった内容がある程度示しながら、町民意見を聞いてということもございましてけれども、現段階では、確かに6月の補正というふうにも考えてございましてけれども、6月の補正イコール6月発注という考えではございません。今後の取り進め方によって、6月補正が本当にできるのかどうかということも含めて、もう少し精査はしていかなきゃならないというふうには思っております。

ただ、基本設計の補正を上げたから、それが即いきなり発注ということには当然なっていないわけでありまして、こういったものを細かく組んでいくかというのは、また今後の議論になっていくかと思っております。そういったように、もう少し議論を深めながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 予算を上げるということは進んでいくということなんですよ。進め

ない予算なんか上げることないんですから。その考え方がちょっと何か前のめりになって
いません。そうじゃなくて、これちょっと想像しただけでどのぐらいかかると思っています。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 基本的なことでお答えをしたいと思います。順番、手続ということで、今、基本計画を策定中でございます。

議員も御存じのとおり、今回の場合、ワールド構想を受けての推進計画が策定されて、その推進計画の事業を展開するために基本計画。これは今回の博物館構想に限らないいろんな大型事業については、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計という順番、手続を踏みながら、行政としてはこれまでもお示しをしてきているところでもございます。

そして、今回の場合については、先ほど支所長のほうからもお話がありましたように、具体的な推進計画をより具体的な対応を図るための発想をまず示す。そして、ボリューム、いわゆる規模、さらには、そこから次に進む手続フローも含めた段階での基本計画となっております。

この中には、仕様書の中にも記載されているかと思いますが、事業費の概算、そして事業実施のためのまさに青写真というのを示されることとなっているところでもございます。具体的な設計の指針となるもの、これはこれまでも委員会の中でもやりとりがあったかと思いますが、年明けには基本計画の大まかな骨子が提示されてきていると伺っております。設計段階ではこれに従い、詳細な設計を積み上げていくということでございます。

なお、町民の皆さんの参加につきましては、先ほど申し上げましたまちづくり委員会の皆さんの御意見の意見反映、さらには基本計画を受けての基本設計に至るまでの間にしっかりとパブリックコメント等々をとりながら、具体的に順番を追って手続を踏んで進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 町長自身がこの事業にどれぐらいお金を使っているというふうにお考えですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 恐竜化石を生かしたまちづくりの中の中核を占める博物館、周辺も含めた整備計画でございます。一概に今、先ほど議員のほうから何十億とか、どうですかというふうな表現がされておりましたが、それはちょっと除きますけれども、議員御存じのとおり

り、今、むかわ町におきましては、合併10年が過ぎて合併の特例措置等々において逡減が始まっているところでもございます。

建設に当たりましては、後ほど触れられるかと思いますが、地方創生の今、期間中でもございます。それに関連する交付金だとか、あるいは有利な起債、さらには、国・道との連携と補助制度の活用とこういったところも含めて、あらゆる事業概算費がある程度出た段階において、あらゆる角度からさまざまな手段を用いて調査を進め、来館者の皆さんというのが利用しやすい体感できる施設規模、さらに財政状況などを将来を見据えた、あくまでもむかわ町に合った、身の丈に合った財政規模で進めていくのが望ましいと考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 委員会の中でも、この例えば周辺エリアの整備計画を行うとして、今の時点で補助制度など、そういうものはどれぐらいありますかというふうにお尋ねしたんですが、改めて現段階で使える制度はあるのかどうかお伺いします。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 私のほうからお答え申し上げます。

補助金等の制度としましては、5点ほど今現在考えられております。

1つは森林林業再生基盤づくり交付金、木材を使った道内材を使った部分での交付金。同じく、森林加速化林業再生交付金、これも道内材、木材を使った施設整備につく交付金であります。いずれも補助率15%以内ということで、低率ではあります。

そのほかには、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費であります。これは国庫補助でありますが、条件がかなり厳しいという部分で、採択になる可能性はちょっと低いだらうと思っております。また、日本遺産魅力発信推進事業、これは日本遺産の指定が条件でありますので、これも難しいかなというふうに思っています。

そして、地域未来投資促進法というのが、ことしの7月末に施行されております。この地域未来投資促進法についても、今、勉強研究中であります。また、地方創生事業拠点整備交付金、ハード事業であります。地方創生事業の28年度限定で行われたハード事業、これをぜひ復活を願うということで、国・道に対しても要請をしてくれているところでございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 今のある中では、まあまあ期待はもうほとんどないということになってしまうわけですが。

何ていうんでしょう、町長として、このむかわ竜、世界的にも日本、世界においても素晴らしいものだというので今動いているわけですが、新たなその補助制度などをしていただくために、つくっていただくためのトップセールスなどをされているかと思うんですが、実際はないものをつくっていただくというあたりは、非常に厳しいものがあるとは思いますが、その辺についての行動などがございましたら伺いたいのと、それから、仕様書の中に事業手法の検討というところで、7番で、PFI、DBO、よくわかりませんが、民間活用ということの導入で比較検討を行う。こういう、このことの結果も出てくるということだと思いたうんですが、この点について既に、既にこちらとして何か動いている、向こうから来るのを待っているのか、そういうものがあれば伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁重複するかもしれませんが、財源の関係でございます。

博物館の施設整備に関する財源につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に現段階では補助制度というのが限られているということから、何とか有利な財源というのを目指していこうじゃないかということで、実際に動いていることは事実でございます。

あわせて、合併特例債というのが、東日本の関係で5年間延長されましたが、もう5年になるところでございます。そういったこともらみながら、先般、北海道内の22の合併市町村で構成します協議会というのがあります。市と町でございます。22でございます。そういったところを連携、連動しながら、先般、11月段階でございますけれども、さらに合併特例債、これは昨年、北海道としても大きな台風災害等々も受けたと、それと合併10年が過ぎても、北海道特有の面的な広がり等々によっての事業の効率化、そして合併特例債、そのものの事業消化というのがまだ50%に満たない市町村もあるところでございます。こういったところから、さらにその特例措置の延長をということでの要請活動にも努めてきているところでもございます。

あわせて、今回の恐竜化石を生かしたまちづくりにつきましては、北海道としても胆振の4大遺産、御存じのとおり世界ジオパークであり、縄文文化の遺跡であり、さらにはアイヌ文化であり、そしてこの今回の国内最大の恐竜化石ということでのむかわ竜という4大遺産としての位置づけもされて、北海道としても後押しをしていただけたということからも、国・北海道に対して、引き続き補助制度の創設なども含めた中で、要望活動を進めていきた

いと思っっているところでございます。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 事業手法の検討であります、これについても策定されてくるということですが、この手法が本当に現実的にできるかどうかも含めた検討を今、しているところでもあります。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 今、これまでの議論の中で、なかなか厳しい財源的なものはもう厳しいし、それから町長は身の丈とおっしゃいましたけれども、本当に身の丈なんですね。人口減少、それをどう克服するかということで、この事業を活用したいということだと思っっているんですよ。だけれども、幾らかかるかわからない。3月15日を期限としたその仕様書の中身を具体化したものが出てくると思うんですけども、やはり1から2、3案が出てくるんでしょうけれども、その中でやはり本当にこれがこのまま進めていいものかどうかということも含めて、十分な町民の中での議論を酌んでいただきたいと、そういう意見を聞きながら慌てることなく進んでいただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

保健事業についてです。

23事業が実施されております。そのうちの骨粗しょう症検診の町民負担は512円、脳ドック1万円、巡回脳ドックが1,000円、インフルエンザ予防接種1,000円、これは特定の方々ですけれども、それから肺炎球菌ワクチンが3,500円、風疹予防ワクチンが2,000円、フッ素塗布は200円、サホライドが100円、この8事業が負担があるということなんです。ほかの事業は無料化をされてきておりますので、この町民負担の負担額の解消を図る考えはないか伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） お答えを申し上げます。

むかわ町では、母子保健、そして成人、高齢者保健対策など、町民の皆さんの健康保持増進のため、60以上の保健事業を幅広く実施してきているところでございます。

また、この間、新たに子どもを産み育てたいと切望する御夫婦に対しての治療費の一部を助成を行う不妊治療助成事業、そして妊婦、産婦の経済的負担を軽減することで安心して通院、出産ができるよう支援する保健事業として妊産婦安心出産支援事業など、子育ての支援拡充に努めてきているところでございます。

特定健診やがん検診などにつきましては、昨年度から無料として成人、高齢者の皆さんの健康増進に努めてきております。他の事業につきましても、健康づくりの視点ということから費用の一部を助成し、負担というのを極力軽減に努めてきているところでもございます。

なお、健診や予防接種等の助成の考え方につきましては、この間の事業実績の推移、そして国の施策動向等を見据えながら、今後も調査研究に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 本当にこの補助制度というのは、進んでいるほうだというふうには思っているんですが、たまたま肺炎球菌ワクチンというのが3,500円ぐらいかかるんです。生涯1度ということで、決算委員会の中でも申し上げましたけれども、生涯1度でいいといっても1回3,500円という負担というのは、やはり高齢者にとっては大変負担が大きいもので、これをちょっと補助をしていく考えはないかということも申し上げてきましたけれども、これ例えば肺炎球菌、脳ドック、委託料がありますよね。委託料、それぞれもちろん違うんですけれども、それぞれの自己負担の負担率というのが、ちょっと一定ではないんです。でも、この考え方がどうなっているのか、ちょっと私もわからないんですけれども、これはどういう、どうしてこういう金額の設定になっているのかなというふうに思います。

それから、これ医療費を減らしていくということにつながるんですね、この健診を受けていただく、接種をしていただくということは、そういうものにつながっていきますし、むかわは幸いというか、全国の死亡原因の1から3位までというのは、大体同じようなものなんですけど、むかわは肺炎で亡くなる方が第4位なんですね、全国は3位ですけれども。だから、全国的から見ても肺炎で亡くなる方が少ないとはいっても、やはり主要な死因の大きな一つになっているわけですから、この肺炎球菌ワクチンの負担を軽減していくということは、非常に有効なものになるというふうに考えているんですよ。新年度に向けて検討していく考えはありませんか。再度伺います、負担のことを。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 肺炎球菌の自己負担の基準というか、根拠についての御質問と承りましたので、お答えします。

自己負担というのは、健診とか予防接種、金額、医療機関によってさまざま変わりますし、経年で変化していくものだというふうに捉えております。この金額につきましては、いろい

ろ検討しましたが、近隣市町村の助成額とそれから受診者が受けやすい金額を検討して設定しているものでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） この自己負担のあるもの全部入れて、もちろん受診の数によって違いますけれども、大体年間190万ちょっとです、かかるの、この負担ゼロにした場合にね。だから、その190万ちょっとが医療費軽減につながるということを考えていけば、私は特定健診とか、さまざまな健診を無料化しているということと同じように、この自己負担をなくして医療費軽減につなげていくことをぜひお考えいただきたいというふうに考えております。私の意見を述べて終わります。

◇ 三 上 純 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、5番、三上純一議員、どうぞ。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 通告しております3点について見解をお伺いいたします。

まず1点目、指定管理施設のモニタリングの実施についての考えについて伺います。

現在、幾つかの公共施設において、指定管理者制度を導入しております。言うまでもなく、これは民間の経験や知恵を生かした、利用者へのサービスの向上、あるいは行政の負担軽減などを目的として実施しているものです。しかし、指定管理者制度導入からかれこれ10年、11年とか経過しています。なおかつ、それに伴い施設の老朽化や人口減少、高齢化などによってニーズの変化への対応が求められているかなというふうに思います。

改めて、指定管理者施設の維持管理状態や利用者の声、満足度、適切なサービスが提供されているかななどを把握するために、モニタリングを実施していく必要があると思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） むかわ町におけます指定管理者制度の導入につきましては、平成17年度に旧鶴川町で1件の導入後、合併新町になった平成18年度に9施設が新たに指定をされ、現在は13施設が指定管理者によって管理運営されているところであります。

制度導入によりまして、管理運営経費の縮減とともに住民サービスの向上も図られているというふうに考えているところであります。

毎年度終了時に指定管理者からの事業報告書や収支報告書の提出を受け、協定書や仕様書に基づき適正に管理されているかのチェックを行い、次年度の政策検討や予算編成時には、施設所管課を通してでありますけれども、業務の質、水準の維持、向上の状況や指定管理者が提案した契約内容の確認、あるいは検討を実施してきているところでもあります。しかしながら、効率性や収益性を追求する余り、サービスの公平性や安全性が損なわれたり、利用者の満足度の低下につながってはせっかくの制度意義が失われてしまいます。

現在の指定管理者にあっては、関係法令の定めるところにより運営協議会や委員会といった外部委員を含めた評価機関を設置しているもののほか、独自に利用者アンケートや利用者懇談会などを実施し、職員や所管課を含めた改善検討の会議を実施している指定管理者もありますけれども、各施設の統一的水準を町として示していないのが現状でございます。

指定管理者制度におけますモニタリングは、協議の要求水準の履行確認にとどまらず、業務の総合的な質を判断する評価もセットとして捉えますことにより、有効な手法というふうを考えているところでございます。

現在の指定管理者施設は、設置目的が多種多様にわたっております。また、利用者の範囲が極めて限定的な施設もありますので、紋切り型のモニタリング評価方法には工夫が必要というふうには考えておりますけれども、実施に向けた調査検討を今後、積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 指定管理者の一覧表を見ますと、14施設を指定管理者していると、今現段階で。これ全てモニタリングするということは、当然、役場の職員数からもいっても非常に大変な話で、モニタリングできる施設とそうでない施設と当然あると思うんです。

今、副町長言われたように、定期的に収支報告、あるいは運営協議会の中での議論がきちっと報告されているということで、一定のそういうミーティングはされているということなんですけれども、この指定管理者制度が何年かスパンで繰り返している。しかし、かなり数年たってきて、指定管理者制度の課題として指摘されているという事項は、やはり行政のチェック機能が働いていないという、そういう問題が指摘されていると思うんです。

例えば、指定管理者施設の中に四季の館中心にして、温泉はくあだとか、穂別の温泉だとかいろいろありますけれども、やはり利用者がふえている施設、あるいは減少している施設というふうの実態としてあると思うんです。やはり、その辺はやっぱり利用している人方

のニーズ、つまりどういう利用者が日ごろ要望しているのか、使ってみて、利用してみて、どんな感想を持っているのかということ、やはりきちっと把握する必要があるというふうには思うんです。

それと、例えば、これ余り申し上げたくないんですけども、この指定管理者の中に鵜川高等学校の生徒寮があります。鵜川三気塾、これも指定管理しているんですけども、これも前回、先般、三気塾の中で生徒が問題を起こしたと。これもいわゆる目が行き届かなかったということで終わっていますけれども、やっぱりこういった問題がやはり指定管理者がみずからセルフモニタリングみたいなチェック機能をしているところもあるんですけども、それだけではやはりみずから襟を正すということはなかなかできない。そこでやっぱり行政、町が、いかにチェックしていくか、いかにモニタリングしていくかというのが、非常に大事なポイントになるんだろうなというふうに思っているんです。

だから、全て指定管理者している施設をモニタリングするんじゃなくて、やっぱりそういう利用者が常に頻繁に不特定多数の方々利用している施設、あるいはこういう問題が起きた施設というのを、やはり定期的にどういうポイントがあるかというものも含めて、やっぱりチェック機能を果たすためのモニタリングは、やっぱり実施していくべきでないかなというふうに思うんですけども、改めてお伺いします。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 先ほども答弁申し上げましたけれども、なかなかいろいろな目的、利用形態がございまして、制度の趣旨はそのとおりに単純に適用できないところもあるというのは、議員のおっしゃっているとおりでございます。

特に、私ども、今、考えているのは、議員も今おっしゃっておられましたけれども、不特定多数が利用される、そしてまた利用料金をいただいているようなところにつきましては、特にやはり利用者の満足度ですとか、サービスの状況、また利用者の御意見というものを、ぜひ日々聞いておく必要があるだろうというふうに思っています。

独自に意見箱等を設けてやっているようなところもございますけれども、町としてどういった方法でやるべきという一定の指針も設けながら取り組んでもらうと、そういったものを報告しながら、指定管理者側と町側といいますか、施設の設置側と協議しながらよりよい施設にしていくというような制度的なものも進めていきたいというふうに思っています。

私どもが直接行っているいろいろ伺うという方法もあるんでしょうけれども、そのやり方そのものを一定のルールで決めまして、それに基づいてやっていただくというようなことで、そ

ういった制度の確立に向けていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） まさに、公共施設のあり方について、町民に対してむかわ町の公共施設の総合管理計画の概要版をつくって、そして町民の御意見も伺っております。

それもどういう形でまとめたかはわかりませんが、やはり数多くあるこの公共施設を利用する側の住民、あるいは町外の方も含めて、やっぱり安全・安心に利用できる、さらにはニーズに応えるサービスを提供していく、それがやっぱり基本的に交流人口につながり、まちづくりにつながっていくということに私はなると思うんで、そこをぜひ検討していきたい、いつていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

次に、2点目ですけれども、30・10運動の推進についてお伺ひをいたします。

これは宴会などでの食べ残しをなくするための呼びかけということで、30・10運動の普及啓発に取り組む考えはないか伺うものですけれども、御承知のとおり、これは宴会が始まって30分は自分の席で料理を楽しんで、そして終了する10分前になると幹事さんが呼びかけて、自席に戻り残った料理を食べる、そういう運動。つまり、食べ残しをみんなでなくしましょうという運動でございます。これぜひ検討すべきと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、私のほうから30・10運動の推進についてお答えさせていただきます。

食品ロスと言われる本来食べられるのに廃棄されているものというのは、国内で500から800トンと推定されるものであり、国際的にも2015国連サミットやG7新潟農相会合等で重要な課題として位置づけられて、全国各地でさまざまな取り組みが始まったところでございます。

30・10運動は、今お話のありましたように、外食の中でも宴会時の中に食べ切りタイムをつくり、食べ残しを減らす取り組みですが、外食の中でもランチ、定食というのは食べ残しというのが3.6%ほどなんですけれども、それに比べて宴会時は14.2%と4倍ほどのものになっているというところから、平成23年に長野県松本市で始まったものでございます。

食品廃棄物は、食品製造の部分では大豆かす等の製造過程や過剰生産から発生し、また食品卸し、小売では調理残渣や売れ残りから発生、そして外食過程では調理くず、食べ残しで発生するとされ、それぞれ飼料化や肥料化、そしてメタン化が有効とされるとなっております。

すが、設備やコストの面で課題が残っているところがございます。

北海道でも、平成28年11月から家庭と外食時の取り組みを主とする「どさんこ愛食食べきり運動」が道の農政部と環境生活部を中心に取り組みが始まっているところがございます。食べ残し削減、食品ロスの削減は、一人一人の意識、行動改革が重要と思いますので、町民の皆様は食品ロスの削減に向けて広報等を活用した周知等を行うことにより、まず意識を高めて、「どさんこ愛食食べきり運動」を庁内各部署や関連各種団体とともに協力しながら進めていきたいと考えているところがございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） そんな難しいお話ではないので、簡単に取り組んでいける話ですけれども、今、課長言われたように、国内の食品の廃棄量は年間1,800トンと言われて、今、説明ありましたけれども、年間500万から800万トンが廃棄しているということで、非常に無駄なことを我々はやっているんだなど。特に私も貧乏ですから、やはり食べ物は本当に大事にしたいものだなということでやっていますし、米の消費量は約850万トンと言われていたから、1年間。それに大体匹敵する食品ロスを廃棄しているということで、非常にもったいないということで、今、課長が前向きに検討していくということで非常によかったなと思って、今、承りましたけれども。

この食品、別に30・10じゃなくても、20・10でもいいんです。要は、こういう食品ロスの問題意識というものを町民が共有するということが大事でありまして、それが町のイメージだとか、そういう町の姿を変える、これも一つのまちづくりの一環ではないかと思えます。ぜひ、それを具体的に今後こういうスケジュールでこういうふうに進めていきたいという、今、構想ありましたらお話してください。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まだ各部局との打ち合わせとか、そういう協議についてはまだないんですけれども、先ほど言いましたように、それぞれがまず意識を変えていくということが大事かと思えますので、特に家庭での食品の買い置きとか消費期限、賞味期限等の区分、どう違うんだろうとか、そういう部分。そして身近なところでは、それぞれがいろいろそういう宴会のときに、この食べ切りタイムをとれるような動き、特に道の「どさんこ愛食食べきり運動」の中では、食べ切りタイムをつくるということと、目指せ完食、でも食べ過ぎに注意。ごみと体のダイエットに心がけようという部分がありますので、身近なところか

ら私もきょう、あした等から始まって進めていきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 担当のほうから今、これからの進め方のスケジュールについてはもう少しはお時間をいただきたいなと思います。

もう既に始まっておりますが、忘年会、ことしの忘年会始まっております。新年会もこれからとされております。宴会などでの食事といったのを残さず食べて、先ほどから言われている食品ロスというのを少しでもなくするような環境づくり、そして負担の節約にもつながることは大切なことと認識しているところでもございます。また、宴会というのは、言わずもがなでございますが、会話だけではなくて食べることも楽しんで食品ロスを減らせればよいなと考えております。

あすの懇親会から早速、さまざまな機会も通しながら、私自身もチャレンジしていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） あしたの懇親会から早速食べ切ると、まあ、無理して食べ切るという、そういう部分もありますけれども、必ず残さないでパックで持って帰るとかということも方法だし、今までは何となくパックで自分だけ持ち帰るというふうな意識は、ちょっと周りを見て恥ずかしいなというようなところもあったけれども、それが常に当たり前化して、やっぱりせっかく宴会の料理屋さんが心を込めてつくってくれた料理を残していくというのは、これは大変失礼だし、もったいないしと、そういう意識をみんなですべて持っていきたい。早速、あしたから町長、始めるということですから、よかったなと思います。

次の質問に移ります。

道道穂別鶴川線の一部未拡幅部分及び鶴川厚真線の歩道の改善要請について見解を伺いますが、この道道穂別鶴川線のちょうど米原地区あたりの未拡幅部分、これまでも町としても何度も改良要請を行ってきたというふうに思っておりますけれども、いまだにあそこだけ、なぜかあそこだけというような感じで整備されておられません。北海道との協議やこれまでの要請経緯、現時点での見通し等をお伺いをしたいと思っております。

また、道道鶴川厚真線の鶴川市街地区おける歩道の状況を改善すべく要請したらいいかなと、していただきたいと思っておりますけれども、どのような見解を持っておるのか伺います。

○議長（三倉英規君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） それでは、私のほうから3つ目の質問であります道道穂別鶴川線の一部未拡幅部分及び道道千歳鶴川線の歩道の改善要請についての御質問につきまして回答いたします。関連しておりますので、①、②、続けて回答いたしたいと思っております。

道道穂別鶴川線の米原地区の道路改良拡幅整備及び道道千歳鶴川線の市街地における歩道の改善要請につきましては、当町といたしまして、苫小牧地方総合開発期成会などを通じまして、平成22年度要望より機会があるごとに継続して要望しているところであります。

①番の道道穂別鶴川線の米原地区の未改良部分の見通しについてであります。平成28年第2回定例会の一般質問におきまして、北海道の平成30年度以降の道路整備計画に登載予定という回答を行っております。

現時点での見通しにつきましては、当該地区は1級河川鶴川の河川敷地の中にあることから、平成29年度、平成30年度の2カ年におきまして、1級河川鶴川の河川協議及び道路の調査設計を行い、平成31年度より当該箇所の改良拡幅整備事業の実施予定であると聞いています。

続きまして、次の②の道道千歳鶴川線の鶴川市街地の歩道の状況を改善要請すべきかと思うがどのような見解を持っているかという御質問についてお答えいたします。

当該地区につきましては、主要な商業施設、そして学校等が隣接しております箇所でありまして、歩行者も多く、前段で説明しましたが、当該地区の歩道の改善要請につきましては、当町として継続して要望しているところであります。

また、本年度におきましては、室蘭建設管理部苫小牧出張所と当該地区の歩道維持補修について協議を行っております。一部歩道において応急補修の対応をいただいております。平成30年度につきましては、当該地区の歩道の補修工事の実施に向け、道により予算要求をしていると聞いております。

今回の御質問の2カ所の地区については、町民生活及び地域経済を支える重要な路線であります。また、大型車両等の交通量も多く、交通安全上、危険な箇所でもあり、早期の完了に向けまして、当町とし事業要望を継続してまいりますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 道道穂別鶴川線、平成22年からずっと要請してきて、今のところその河川敷の問題もクリアして、31年に工事を実施するということですか。そういうこと

でいいかだけ。

○議長（三倉英規君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 道から聞いている話によると、平成29年度、30年度について河川協議の実施とそれと調査設計、29年度につきましては概略設計を行う、そして30年度に詳細設計を行う予定であると聞いております。それをもとに、平成31年度以降に用地等の処理、そして工事の実施という予定であるということ聞いておるところであります。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 大体わかりました。

随分、これまでも長い間要請してもなかなか実施されなかった。さらに今聞きますと、平成31年以降、間違いなく実施するというような話でもないみたいな、そんなことなんですけれども。ここの部分というのは、皆さんも通ってどういう状況かというのはわかっておられるし、町民の方もこれ本当にむかわ町は道のほうに要請しているんだろうかと、こんな何年もあそこだけの区間が狭くて、道路もがたがたで、前にも交通事故も起きていますし、本当に町の必死さが伝わってこないというふうに町民から言われるんです。

今のところ、そういう手続踏みながら、いろいろなことをクリアしながら、その辺を道のほうも優先順位ありながら実施していくんだらうということでもありますけれども、これはぜひやっぱりそういう町民の声、あるいはあの道路はいろんな人が、多くの人利用する道路ですから、もう少し強くやっぱり要望していただきたいというふうに思いますが、どう思いますか。

○議長（三倉英規君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 今、町議のお話の町の経緯と要望の状況ということでありますが、経緯といたしましては、苫小牧地方総合開発期成会におきまして、重点開発要望として町として要望しているところでもあります。また、北海道の社会資本整備要望につきましては、10年近く毎年要望して、町として整備促進に向け要望しているところでもあります。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） ぜひお願い申し上げたいと思います。

それで、次、道道徳別…

〔「ちょっと今、答弁漏れあったようですので、渋谷副町長のほうから

もう一度答弁願います」と言う人あり]

○副町長（渋谷昌彦君） すみません、納得してないので申しわけございません。

今、開発期成会等のお話もしましたけれども、当時、町から相当強く要望いたしまして、一旦は設計に入るところまでいきました。そういった事実があったんですが、先ほど申し上げましたように、ここ1級河川の河川敷の中にあるという、非常に大きな問題がございまして、今、樋門の拡幅等も絡んでまいります。築堤計画がちょっと変わってきたというような経緯がございまして、のりが緩く今なるような形になっています。そういったことが、ちょうどはざまの変わる時期に当たりまして、なかなかその計画が進められなかったということと、道の優先順位の問題とが微妙に絡みましておくれてきたところであります。

今回、その築堤計画のほうも固まったということで、道路の位置もはっきりしましたので、道のほうで間違いなく、もう29年度着手しておりますので、間違いなくこのスケジュールでいけるものというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番（三上純一君） ありがとうございます。わかりました。

ぜひスピードアップをして、道のほうに改めて要請していただきたいと思います。

そこで、道道鶴川厚真線、この歩道のことに関してですけれども、私も正直言って余り気が、注意して見てもいないし、気づかなかったのです。住民の方から非常に歩道の路面状況が悪いというお話を伺いました。行って見て、自分でもちょっと歩いてみたんですけれども、もうでこぼこだし、ところによっては、普通歩道というのは1メートル以上あるのかな、規格というのはよくわからないんですけども、場所によっては五、六十センチの部分しかないところもあるんですね。

あそこは、先ほども言いましたように、住民の方、買い物して歩く、あるいは健康のためにウォーキングする、歩く、そういう役割を持った歩道です。そこが非常に路面状況が悪くて、歩道幅も狭いところもある。今の時期になると、そのくぼんだところが水たまって氷ができて、とつても歩くような心境になれない。したがって、歩道を歩かないで車道を歩くと。これはみんな危険だということは住民もわかっているんですけども、歩道を歩くほうが危険だというみたいないところがあるみたいなんです。

これぜひ、やっぱり町民が、安心・安全の町というふうに町長もいつも言われていますし、

そういうまちづくりをしていくんだという上で、やはりこういう町民の生活の実態に結びついた、そういうところをやはりきちっと整備をして、これ道道ですから、そこは道に要請してやってもらうということなんだろうけれども、私はやっぱり緊急を要するんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、町長、改めてどうでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど答弁で申し上げたとおりでございますけれども、この間におきましても、年次的にも所管のほうの道のほうには毎年道路の交通安全上、安全上、さらには景観上も含めて、早急な整備を願うということで、ことし応急ですか、ですから、応急ではなくて、その維持面も含めた中での対応を願うということで、今の段階でございますけれども、先ほど申し上げましたように、平成30年度、来年度において当該地区の歩道の維持補修工事というのを道としても予算要求しているということでございます。室蘭としてですね、要求しているということでございますから、それにぜひ期待をしていきたいと思うところでございます。引き続きの要求、要望はしていきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番（三上純一君） ぜひ住民に寄り添った対応をお願いしたいというふうに思います。質問を終わります。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、13番、野田省一議員、どうぞ。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番（野田省一君） それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、食料品アクセス問題と今後のまちづくりについて伺いをいたします。

食品アクセス問題、いわゆる買い物弱者等については、現状でも大きな課題であり、特に穂別地区においては、5年、10年後には食料品を取り扱いする店舗や機材の老朽化などによって食料品の供給が衰退すると懸念されております。先般、地域住民諸団体がこの問題と地域再生を考える組織「穂別を進化させる会」を設立し、町長と面談し、会の意義を伝えたと聞いているところであります。

そこで、買い物弱者対策、地域再生を長期的な展望を持って積み上げていくことが必要と

思われますが、買い物弱者等の地域課題をどのような認識でいるかお伺いをいたします。

2つ目としては、設立された「穂別を進化させる会」と協力して課題へ取り組む考えはあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 食料品アクセス問題と今後のまちづくりについてお答えを申し上げたいと思います。

1点目の御質問でございますが、議員が懸念されております課題につきましては、御承知のとおり、予想以上に本町におきましても少子高齢化と人口減少が進行している状況と、さらに人口推計からしましても、今後大きな課題となると受けとめているところでございます。

現在、町におきましては、少子高齢化と人口減少が著しく進行する中で、人口減少にかかわる課題解決に向けまして、平成31年度まで、平成27年度から平成31年度までの5年間に重点的、集中的に取り込む施策を展開するため、平成27年12月に策定しましたむかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、対応というのに努めてきているところでございます。

買い物弱者等への対応につきましては、平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、現在進めております地域支援事業の生活支援体制整備事業等の中で協議検討がされているところでもございます。

一方で、食品を提供する商工業者に対しましては、商工会と連携を図りながら経営改善普及事業による小規模事業者への支援、プレミアム商品券等による地元消費活性化事業等に取り組むとともに、起業力耕上促進事業による起業支援というのも実施に努めてきているところでもございます。

なお、穂別地区の市街地以外の集落地域につきましては、既に店舗が閉店し、地元で買物ができない状況も生じているところから、これまでもとまこまい広域の農業協同組合、穂別支所が実施しております移動購買車の車両更新時に、財政的な支援を行っているところでもございます。

町としましては、単に買い物弱者対応にとどまる課題ではなくて、福祉的な視点、さらには商店街のあり方など、地域の実態課題、既存の資源、そしてニーズ等をしっかり把握分析し、効果的、そして効率的な対応というのが必要と捉えております。地元の商工会を初め、関係機関団体との連携、調整を図り、引き続き対応していくべきと考えておりますので、御理解を願いたいと考えております。

次に、2点目の「穂別を進化させる会」についてでございますが、地域住民の皆さんとい

うのが中心となり、会を発足されたことは承知しているところでございます。会の主体的な活動の中で、民の視点での地域課題の解決に向けた前向きな議論というのがされることを御期待するものでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） まず、ちょっと1点目、両方に関係するんですけども、今までいろいろと政策的に課題解決に向けてというか、いろいろな今、町長から答弁ありましたけれども、いろんな補助事業だ、何だということがなされてきた上で、実は町長も恐らく認識されていると思いますけれども、やはり人口減少だけの問題、それにプラスアルファ、やはり売る側の物を、商品を供給する側の体制が今の事業内容だけでは解決できない問題が多々、例えば後継者の問題ですとか、施設の問題、施設の老朽化など、やはり相当大きなお金、あるいは人材的な問題を解決できないということが根本にありまして、いろんなことをやっていただけていることは理解しますけれども、それが必ずしも解決につながるホームランというか、にはならないということは認識されているとは思いますが、その中でやはり今回の趣旨でありますけれども、もう少し先、もっと5年、10年後、あるいは10年、20年後という展望を持ちながら、今すぐは、例えば「穂別を進化させる会」とすぐ何かすれとか、何かを建ててくれとかという話ではなくて、やはりもう少し大きな展望を持つべきではないか。

どちらが先に動き出してやるということではなくて、今回、会が組織されて第一歩を踏み出したと思われまますから、やはりここは行政も手を差し伸べて一緒にやっていくという協働の作業が必要でないかと思うんですが、そこら辺、今後に向けて協働作業というような考え方はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） この食料品アクセス問題というテーマでございますけれども、これは農水省のほうでも弱者対策ということで、取り上げてられている項目かと思えます。

買い物弱者を応援する方法につきましては、例えば身近な場所に店をつくるよと、あるいは商品を届けるよと、また人々が出やすくするよといったような観点があるかと思えます。そして、この関係、かなり買い物弱者ということで捉えた場合には、幅広い御質問と受けとめているところでもございます。

現在、御承知のとおり国を初め、買い物弱者への支援事業を実施している自治体先行事例

というのがあつても認識しているところでもございます。また、町民の皆さんの身近にある商店街というのが、存続して活性化することが遠くに出かけられない買い物弱者対策支援にもつながるものとも考えているところでもございます。

そのためにも、先ほど申し上げましたが、地元商工会等との連携を図り、さらに国のさまざまな制度等の活用といったところも含めながら、先行自治体の事例なども引き続き調査しながら、支援対策の探りというのが、これからも必要であると考えているところでもございます。

それと、進化をさせる会の関係でございますが、8月に私のところに会の代表の方々がお見えになり、このときは会の設立の趣旨等の報告、そしてそのときにはこれからの具体的な事業内容の提示はなかったかと思ひます。

町のかかわりでございますけれども、先ほどと答弁が重なるかと思ひますが、現在、進化をさせる会の中で、具体的な取り組み内容等々が検討されていると伺っております。町に対しての、例えば具体的な協力要請だとか、相談支援内容については、まだ御提示いただいておりますので、今の段階では詳細は判断できませんが、例えば今後に向けての町の活性化に向けた町の施策、あるいは事業展開というのを見きわめながら、その取り扱いについて検討をさせていただきたいと思ひますので、御理解を願いたいと思ひます。

重ねてでございますが、町としましては、これまでも商工会と連携を図り、商工業の振興に努めてきておりますので、進化をさせる会としましては地元の商店、さらには地元商工会と連絡、連携をしていただき、課題に向き合っていたいただきたいと切に思うところでもございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） その進化をさせる会というのが、任意の団体というか、例えば商工会組織の中の会員さんの中でもあるわけでありましてけれども、それ以外の枠の中からも集まってきた団体であり、個人であり団体であるというふうに捉えておりますので、聞いておりますので、その中でやはり先ほど町長は組織というか、商工会を通して、建設関係を通してというお話でございましたけれども、やはりこういう芽が出てきたときに、もちろん今までどおりの決まり切った中、あるいはその組織体制を使ってということも十分は理解できますけれども、やはりそういう機運が上がってきたとき、それと問題が、認識が、今、先ほどの買い物難民の、例えばですけれども、買い物難民のことに対して問題意識は持っていらっし

やいますし、それと機運が高まってきたというときに、やはりその会自体が任意な団体ですから、非常に動き的にはなかなか動けない部分があるんだなと思いますので、町もリードしてやってくれというのではなくて、その会と一緒に問題を問題解決できるような方策というのは、その会とやっていくという考えは、一緒にやっ払いこうというような考えはございませんか。それ1点だけ、ちょっと確認させてください。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 重ねての答弁となるかと思いますが、今のところ現段階においての行政とのかかわりはといったところもあわせ、現段階、詳細が把握できておりません。地域を盛り上げたい、そして町民参加の主体的なまちづくりの思い、考えというのは、これからも必要とされるものであり、行政としての相談対応については否定するものではございません。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） わかりました。

組織団体のほうもまだまだ絵が描けていないような状況にもありますので、今後、今の町長の答弁をいただいたことによって、次の段階に入ったときにまたぜひ協力体制をとっていただけるように、せつかくこういう芽が出てきたときに、この芽を潰さないで、いろんな問題解決につなげていっていただければなと思っていますので、また今後も注視していきたいと私も思っております。

続きまして……

○議長（三倉英規君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

○議長（三倉英規君） 竹中町長、どうぞ。

○町長（竹中喜之君） 議長の許可をいただきました。

4番、大松議員との答弁のやりとりにおきまして、財源の部分でございまして、身の丈に合った予算規模という表現をさせていただきました。その前段に文言として、中長期財政フレ

ームを基本に財政規律を守り、身の丈に合ったと、文言を追加していただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） それでは、野田議員、どうぞ。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） それでは、午前中の一般質問に引き続き、一般質問をさせていただきます。

2点目でありますけれども、町政の評価と今後の展望についてということでお伺いをいたします。

町長は執行方針などで、新町合併10年が過ぎ、町の一体感の醸成とこれらのまちづくりに向け、町民と思いを共有し、新たな一步を踏み出すとされてきましたが、町長として、これまで4年間の自己評価はどのように考えているかお伺いします。

2つ目として、改選期を迎え、町政への今後の展望はどのように考えておりますか。2点、お伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 町政運営を担って3年と9カ月が経過をしようとしております。

この間の日々、我を忘れ、本町が抱える人口減少と少子高齢化、地域活力の維持復活という大きな課題の解決に向け、私なりに全精力を傾けてきたところでございます。

この大きな課題を解決するために「耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来」をテーマに掲げ、私の町政運営の所信をまとめました施策方針におきまして、暮らす、守る、働く、学ぶ、未来へといった5つのまちづくりの柱及び主要施策を整理いたしました政策実行計画を策定し、町民の皆様にお示しをしているところでございます。

この計画は、むかわ町まちづくり計画との関係性を確認した上で、任期4年のむかわ町の主要施策の実施計画として、95項目の主な取り組みの実現に向けて鋭意取り組んできております。また、平成27年12月には、むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、同戦略の策定に伴い、さらに取り組みを追加し、105項目の取り組みに再整理をした上で、人口減少対策とあわせ、まちづくりを進めてきているところでもございます。

今回、任期満了の前の行政内部におきまして、政策実行計画の達成状況につきましては、全105項目の取り組み、その全てに着手をしてきているところでございます。

まちづくり委員会におけます外部評価も踏まえ、重点施策として位置づけました子育て環境や地元力を高める協働のまちづくりにつきましては、一定の成果があったと分析しているところでございますが、産業振興、さらには観光振興等におきましては、まだ着手はしたも

のの進行途上中のもも18項目あることから、これらの取り組みは加速化を図っていく必要があると反省しているところでございます。

また、中長期財政フレームに基づく健全な財政基盤の構築に配慮しながら、大型事業も一定程度目途をつけ、むかわ町民憲章の制定、「清流と健康のまち」の宣言、町の公式キャラクターの創出など、合併10年を節目にこれからの向けての町の一体感を醸成する取り組みにも努めてきているところでもございます。

これまでのまちづくりを私自身としては、町長施政方針で示しました4年間の主な政策についてはおおむね達成し、町長就任以来こだわってきました「耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来」をテーマとした協働のまちづくりを着実に努めてきたところではございますが、施策の効果、あるいは満足度といった総合的な評価というのは、町民、皆さんに検証し、評価していただくものとする次第でございます。

2点目の今後の町政展望につきましては、まちづくり総合計画を初め、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った政策、施策を展開することにより、人口減少に歯どめをかけ、将来の目指す姿でございます人と自然が輝く清流と健康のまちづくりが、執行者であります首長を問わず、町民の皆さん、議会の皆さん、そして行政の協働と連携により実現することを信じてやまないものでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） もうちょっと踏み込んだ話があるのかなと思って、メモをとろうと思っていたんですけども。

4年間の自己評価というのは、まさに町長が今おっしゃったとおりに、自分の評価、それとももちろん今おっしゃったように、町民の皆さんがどう評価するかということでもありますけれども、町長、もうちょっと突っ込んだというか、踏み込んだお話をしていただけるかなと期待はしていたんですけども、今後の行政の継続については、その辺の現時点でのお考えがあればと思っていたんですけども、その辺、もし考えがあればお伺いしたいと。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） この4年弱の間でございますが、先ほど申し上げましたように、総合戦略、人口減少のその損失をいかに歯どめをかけていくか、最小限に抑えるかということで、むかわ町としては、恐竜ワールド構想で「まち」を耕す、子育てと健康長寿で「ひと」がつながる、そして夢をかなえる「しごと」で産業を興す。この3つを大きな基本戦略とするこ

ととして皆さんとつくり、そして手がけてきた私としましては、これらの施策の具現化に今後も継続して尽力してまいりたいと現在は考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） わかりました。

少し遠回りなような表現だったかもしれませんが、これまでの評価、そして今後に向けて、投げ出すことなく続けていきたいという意思の表示だったかと思います。

これで質問終わります。

◇ 山 崎 満 敬 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、1番、山崎議員、どうぞ。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 通告に基づきまして、2点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、四季の館の運営についてであります。

四季の館についてですが、観光シーズンになると四季の館の駐車場には、キャンピングカーなど、他府県ナンバーの車が多いときには五、六十台ほど見受けられます。これは年々増加の傾向にあり、四季の館を利用する一般の町民の方とのトラブルなどが懸念されております。四季の館、国道側の空き地の有効活用と安心してむかわ町に滞在していただくためにも、専用の駐車場が必要と考えますが、町としての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、四季の館の運営に係るキャンピングカー対応についてお答えをいたします。

現在、特に春から秋にかけて、SNS等の口コミ効果もあり、四季の館駐車場を訪れ、滞在するキャンピングカーの数が多い状況となっております。このような状況を踏まえ、まず来年度にキャンピングカー等での利用者に対する実態及びニーズ調査を実施して、利用者の方々の実態や動向を確認するとともに、どのようなサービスや環境を求めているかなどを把握したいと考えております。その上で、今後の対応について、費用対効果や管理体制、近隣住民への影響なども含め、調査研究したいと考えております。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 一歩踏み込んだ答弁がなされましたが、調査研究ということですが、ぜひ違う駐車場、今、専用の駐車場あるわけですが、全然あそこで足りてないということなので、そういう項目も意図的な中に入れながら、いろんなアンケート調査をしていただくという方向で考えていただければと思いますが、その辺についてはどうでしょう。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） ニーズ調査の方法についてお答えをしたいと思います。

こちらニーズ調査等につきましては、夏期と繁忙期に利用者への聞き取り調査、そしてアンケート調査などを可能な範囲で実施していきたいと考えております。

項目についても、どのような目的で、例えばこちらに来たかですとか、例えば夕食等をどこでとったか、またはどこで買い物したかなどの経済波及効果等も含めて、いろんな形での項目について調査、可能な限り調査していきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 実のところ、これ3回目質問でやっと動き出してくれたかなという気持ちもあります。何事も3回ということで、ぜひ私が提案していたことが実現できますよう、いろいろなアンケート結果を踏まえて実行していただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税についてであります。これも昨年度質問をさせていただきました。ふるさと納税についてであります。3つほど質問をさせていただきます。

まず初めには、本年度11月末までの納税状況ということで、昨年11月末には2,200万ほどとお伺いしましたが、あわせて昨年の最終の納税状況もお聞かせ願いたいと思っております。

2つ目の返礼品の開発状況、昨年は余り汗をかいていないような状況で、開発状況が進んでいなかったということですが、今年度は1年たった中で、どのようなになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

3つ目に、これも昨年の一般質問で返礼品について、観光協会に連携を図りながら協議をしているとの答弁がありましたが、1年が経過した中で、どのような結果が得られたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ふるさと納税についてお答えをいたします。

本年度11月末までの納税状況は、寄附件数2,057件、寄附金額3,022万4,000円となり、昨年度同時期と比べ、件数で47.1%、金額で35.4%の増となっており、平成28年度実績、寄附

件数1,907件、寄付金額3,006万円を上回っております。

返礼品の開発の状況につきましては、昨年度末に観光協会と連携をいたしまして、期間限定品も含まれておりますけれども、地元産米を使ったむかわの地酒セット、穂別のホワイトアスパラ、原木シイタケセットの3品を追加したところであります。

本年度の実績が昨年度より伸びている要因でございますけれども、大手サイトを通じて申し込みができるようになったことが大きいものというふうに捉えているところでございます。

商品の開発に当たりましては、特産品、とりわけ食料品を活用した新たなものというものは、限界に近づいてきているというふうに感じております。今後は地域の観光資源や恐竜化石を通じた交流先などとの連携をしながら、お互いの特徴を生かした返礼品など、視点を変えた開発ができないか、今後、調査研究を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 観光協会との連携で開発した商品が、先ほど申し上げましたように、3品ということで、地元産米を使った地酒セットとホワイトアスパラ、それから原木シイタケセットの3品ということでございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 返礼品の開発状況の中で、観光協会との協議の結果ということで、協議の内容についてはどのようなことだったのか、ちなみにちょっとお伺いしたいというのが1点と、このふるさと納税、むかわ町にとっては大変な、有効な財源だと思うんですよ。

それで、使い道について、私の知る範囲では恐竜の卵基金、そのほかは一般財源として、ふるさと納税が何に使われているか、わからないんですよ。けさのテレビでもやっていたけれども、ふるさと納税でこういうことをやっているよとはっきりうたって、それも全国大会で1位とか2位とかなんか、決めているような話でやっていたけれども、目的化というようなことも明確にして、初めから見込める財源ではないんですが、例えば子どもたちに使う、高齢者に使うというような目的化をして、一般財源のようにわからないように使うのではなく、そういう考えはあるかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 昨年、観光協会のほうと協議してまいりました内容について、まずお答えをしたいと思います。昨年の協議内容の中では、商品開発、新たな特産品をど

ういったものがないだろうかというようなことが、まず1点目の協議でございます。

また、20品目を超えます各サイト上に展示してございます写真類の内容、あるいはキャッチコピーと申しますか、商品の内容説明、これらについて見直しを図っていくのに観光協会さんと協議をいたしまして、その内容に基づきまして、商品等のPR等が一新して4月から対応を図ったところでございます。

商品開発につきましては、3品目というふうになりましたが、今後の限界と申しますか、ほぼむかわの特産品は返礼品の中に組み込まれているものではないかと、だんだん数が限定されておりますので、新たなものを開発するには、先ほど副町長が申しあげました観光資源、恐竜なんかの関連商品等も含めまして、返礼品を考えていかなければいけないという部分がございます。

ということがございますが、次に、使途の問題でございます。

御指摘のありました使途につきましては、まだ本年度分はまとめておりませんが、昨年度の決算におきましては、高齢者への対応、健康づくりのための事業が269万円ですとか、恐竜ワールド推進事業には47万5,000円でしたといったような、内容の納税の使途という部分での28年度決算はお示したところでございます。

ただ、御指摘がありましたとおり、具体的に何をどうなって使われたというようなPRの部分には、確かに欠けている部分がございます。この部分については、私どもも担当している者として反省してございまして、これらを何とかこういうように使いましたというようなPRの方法をうまくやっていきたいというふうに考えるところでございまして、商品の新しい内容の検討とあわせまして、今後も検討して対応していきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） まず、返礼品の関係なんですけれども、食料品に関しては出尽くしたということではありますが、私、まだまだあると思うんです。例えば、さっき言った地酒、米を使って加工品で、そのほかいろいろな農産品で加工してやることができるんじゃないかということは思えるんですが、その辺、去年の質問の中で明確な返事がいただけなかったんですが、観光協会にある程度任せているという関係上もあります。町の職員、今現在、人員が本当限られている中で、いろいろそういうことに張りついてやってくれという、ほかの町村みたいにできるのはなかなか難しいと思うんですよね。その辺、観光協会にある程度げた

は預けている部分はあるということで、観光協会に500万円ぐらいの例えばですけれども、補助をして臨時職を雇って専門の開発に当たる人をやったらどうかというようなことも提案させていただきましたが、観光協会との話し合いの中で進めていきたいということで、明確な答弁にはなっていなかったように思います。その辺について、再度、もしそういうことが可能であれば、考えがあるかどうかということをお伺いしたいのが1点と、返礼品、まだまだ開発の余地があるということも含めまして、お答えをいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 観光協会との関係といいますか、現在、私どもで基本的には事務的なものを扱って、観光協会にはインターネットショッピングを活用して、商品の発送等をお願いをしているところであります。加えて、そういったアイデア、または商品開発等を委託をしながら、観光協会の事業としてお願いをしているところであります。

今、議員がおっしゃいました、もう少し踏み込んだ観光協会が主体となってやれるような形というのも、今後、観光協会との協議が必要だと思いますけれども、そこがどこまで観光協会としてできる範囲なのかも含めて、私どもどこまで任せられるかということも含めて、もう少し協議は必要だというふうに思っています。私どもの思いだけで進めるものでもないと思っております。

商品開発についてでありますけれども、確かにいろいろなほかにも野菜ですとか、トマトとか、いろいろな産品もあろうかと思っておりますけれども、かなり季節的に限定されていくということと、希望があったときのそのロッドを確保できるのかとか、いろいろな課題もございまして、できるものはある程度商品化したというふうに思っておりますけれども、新たなものというのは、かなり検討というか、難しいところもあるのかなというふうに思っています。ただ、ないということというふうには思っておりませんが、そこだけに限らないで、もう少し視野を広くしていく必要もあるんじゃないかなというふうに思っているところでもございます。

それと加えて、実は今の全国的にこの返礼品というのが、非常に加熱ぎみになっているというようなこともございまして、総務省のほうから春に通知もございまして、過度の返礼品、いわゆる3割を超えるような返礼については是正をなさい。または、資産性の高いようなもの、高額なものについては是正をなさいというような指導も来ております。

私どもの返礼品も今、正直申し上げて3割をちょっと超えている部分もございまして。この辺も早急な見直しも必要だと思っているところでもございます。せっかくの寄附という行為

が、何か非常にふるさとにお金をということではなくて、品物によってお金が集まっているという実態でございますので、そういった見直しもだんだん始まってきておりますので、そういったところも含めながら、魅力のある寄附になるような広報というのは何があるのかなということも含めながら考えていきたいというふうに思ってもございます。できるだけ地元の中で完了するような形には、今後ともしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） あちこち飛んでしまいましたが、限定品でその数が限られるものに関しては、限定品ということで初めからうたっておけば、そういうことに魅力を感じる人もいるんで、その数が年間を通してそろわないということはクリアできるかと思えます。

あとは、返礼品の3割というのは、以前聞いた中では、むかわ町はそんな3割超えているものがほとんどなく、総務省からの通達に関しては引っかけられないような話を聞いたんですが、今、一部あるということで、それは是正していただきたいと思えます。

ふるさと納税の明確化ということで、それも前向きにということで、ぜひ子どもさんに使う、高齢者の方に使うということをはっきりうたっていただいて、こういうことに使ったよということで、むかわ町のホームページに載せて、皆様の御協力のおかげでむかわ町の子どもたち、高齢者の方がこんなに楽になりましたということもアピールしていただければ、ああ、そういうことであれば、ぜひむかわに寄附したいなという方もぜひ出てくると思うので、そういうことも順次努力をしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

◇ 北 村 修 議員

○議長（三倉英規君） 次に、11番、北村 修議員、どうぞ。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 第4回定例会に当たりまして、幾つかの点について質問をさせていただきます。

最初に、町の農業振興についてであります。

1つ目に、町の農業振興計画の最終年に当たる年ではありますが、この改定に当たって、これまでの計画の到達状況、課題、教訓等とともに、今後に向けてどのような課題、検討がさ

れているのかをお伺いいたします。また、議論が関係機関とも進んでおるといふように話も聞いておりますが、新計画はいつごろをめどにされておるのか伺います。

2つ目に、町長の執行方針の中にありました集落支援員の配置による集落活性化というのが、文言がありましたけれども、そんなに大きなものではないという話もあるようですが、これについてどのような状況になっておるのか伺うものであります。

また、大きな3つ目になるかと思いますが、町の農業振興計画とのかかわりではありますが、厳しい農業情勢の中にあつて、我が町としては前進をしているといふふうに私は思っておりますが、今後高齢化等が進む中で、どのような対応を考えられておるのかについて伺うものであります。高齢化等でもできる仕組みづくり等々について、見解を伺うものでありますし、2つ目に担い手への新たな支援対策などについて、どのような形で行われていくのか、関係機関との連携等とも含めた中での対策等も検討されているかと思いますが、それらについて伺うものであります。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） むかわ町の農業振興対策にかかわる質問についてお答えをいたしたいと思ひます。

現計画のむかわ町農業・農村新計画につきましては、平成29年度が最終年を迎えております。この計画は前期計画の平成20年度から24年度と後期計画の平成25年度から29年度に分けて実行をしてきております。

到達状況につきましては、現在、後期計画の検証中であり、検証の方法につきましては、前期計画同様、各施策ごとに3段階の評価を行い、両地区のJAと連携を図り進めているところでございます。

今後に向けての課題、教訓等でございますが、まずは実態把握を行うため、平成28年度を準備期間として位置づけ、農家アンケートをもとに、現状や将来の展望などを聞き取り、両地区の課題整理等を行ってきたところでございます。このアンケートから読み取れる実態と生産者の方々の思いというのを踏まえ、新計画では基本方針を4つの柱による方針案、現在作成中であります。そして、この柱の項目ごとに、具体的施策を盛り込んだ内容としているところでもございます。

また、新計画はいつごろを目途にとのことでございますが、この計画はむかわ町農業振興対策協議会において策定しているところであり、さらに関係機関との連絡会議を設け、素案作成中で、年内には素案が完成する計画でございます。

この後は、1月末に第2回の農業振興対策協議会で提示し、2月にパブリックコメントを実施、3月末の第3回農業振興対策協議会で最終決定し、平成30年4月から早期計画スタートを予定しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、集落支援員についてお答えをしたいと思います。

穂別地区のニサナイ集落におきまして、地域づくりのモデル事業と位置づけ、今後、農家戸数の減少が予想されます集落の課題や将来のあり方を検討するよう、平成27年度から平成31年度までの5年間でニサナイモデル事業を実施するため、昨年度よりむかわ町はつらつ人材センターに業務を委託し、集落支援員を1名配置しているところでございます。

支援員の活動としましては、農閑期には月1回の会合や勉強会の開催の調整、繁忙期には集落支援員が訪問し、アンケート調査や関係農家の方々の意見調整をしながら連携を助成し、集落としての取り組みの促進や地域資源分析を担っているところでございます。

昨年は、ニサナイモデル事業の基礎となります地域活動の取り組みの集約と平成29年度に向けての実践活動計画を策定しており、本年度より農村環境美化活動としての沿線幹線道路、道道平取穂別線でございます、において路肩の草刈りを実施しており、その他の活動としましては、活動用のロゴ入りのTシャツの作成、また農作物加工品のニーズ調査としての札幌のショップ訪問等の自主的活動を実施しているところでもございます。

来年度以降につきましては、本地域に3軒ございます農産物直売所で販売可能な地域特産物を活用した加工品の開発をすべく調査研究を進めており、来年度より試作等も予定しているところでございます。

ニサナイ集落は、穂別地区のモデル集落として今後の取り組みに期待しておりますことから、引き続き集落支援員を配置し支援をしてまいりますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

次に、むかわ町農業・農村振興計画の新たな対応についてでございます。

高齢化でもできる仕組みづくりや新規担い手の新たな支援対策というのは、手法として重要施策として捉え、新計画を策定しているところでございます。

生産現場の現状は、平成27年度の農業センサスの統計をもとに、10年前と比較した場合、農家戸数で490戸から363戸、127戸減少し、就業人口におきましても、1,185人から869人と316人が減少。さらに、65歳以上の方々が全体の24%から36%と一層の高齢化が進んでおり、後継者のいない高齢農家が離農せざるを得ない実態にもあります。

このように、農家戸数の減少、高齢化、後継者不足などの課題が、農業経営上の不安、将

来不安のみならず地域活動の低下にもつながり、農地問題も含め、さまざまな面において限界性というのが広がってきているのではないかと捉えているところでもございます。

また、新規担い手への新たな支援対策としましては、むかわ町地域担い手育成センターの設立後7年が経過し、この間、9組の新規就農者が誕生しておりますが、この数字に安心することなく、むかわ町新規就農等受入協議会と連携を図りながら、従来の枠にとらわれず、随時、新規事業等の対策やサポート体制の強化に努めていく所存であります。

この実態を踏まえ、JAむかわの経営基盤確立3カ年の計画、JAとまこまい広域のJAプランVIを新計画の施策に組み入れながら、むかわ町農業・農村の役割を踏まえつつ、情勢の変化、課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、総合的かつ計画的に推進してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 幾つか再質問をさせていただきますが、振興計画について、10年区切り、5年単位でやっていますが、いずれにしても、もうできていなきやいけない問題だというふうに思うんです。3月、4月ということになると、現場では、もう作付、営農が始まっていく段階です。やっぱりそこに夢を与えていく、希望を与えていくというものでなければなりません。そのためには、このスピードはいかがかというふうに指摘せざるを得ません。

また、この後の3つ目の計画等の中身との関係でもそうですが、今、聞いていて非常に残念だなと思うのは、やっぱり町として、町長として、我が町の農業をどう進めていくんだという一つの観をつくると思いますかね、そういう方向性というのはもうちょっとやっぱり職員等の皆さんも検討をされて、本当に自分たちのものと打ち出していく。関係機関に聞くという、これは一番いいやり方でもあるし、利口なやり方ではあるんだけど、やっぱりこのところに、行政としてはこうだというのが、ぜひ僕はあってほしいなという思いがいたします。その辺で答弁があれば伺っておきたいというふうに思います。

それから、支援員の問題、こんなにたくさん述べられるとは思いませんでした。そもそも、これは執行方針で見ると、ことしから支援員を置きますというスタイルなんで、これはいかなものなのかなというふうに思ったんですが、聞くと今、27年からという配置なんで、どうも施政方針の中身と今おっしゃられたのは大分違うなという感じがしますんで、もしそのところ解明があれば伺っておきたい。

私は、時間の関係がありますので、そういう質問をした上で、総じて今のことについて私

の見解を述べて、さらに見解を伺いたいなというふうに思っています。私は今、この農業問題を私は今取り上げていますが、これは単に町の農業振興だけの問題ではないというふうに思っているのです。それは、やはりこれだけ過疎化が進み、少子高齢化で過疎化が進んだ町で、どうやって人口減少をとめていくかということになれば、最大は町の地域経済、これをどう疲弊をとめて、逆に発展させる方向に持っていくかということになると思うんです。

そういう点では、残念ながら全国的にもこの農村から企業が撤退するという状況が続いていますし、我が町にあっても、そういうものにはもうならないという状況になってきています。やはり第1次産業を中心に、とりわけ農業、この農業をどういうふうに生かしていくのか、発展させていくのかというのが、地域経済の根本になる。

鶴川地区のことについて、特に私は触れていきますけれども、鶴川地区でいえば、やっぱりこの農業の振興、これの生産、これを上げてきたこの間、やはりこの10年、20年という中で米作から複合経営へと変えて、国のさまざまな妨害、攻撃があった中にあっても、この地域で経済生産を農産物の生産を積み上げてきた、ここに今うちの町の発展があると思ってるんです。

そのことによって、新規就農を初め、後継者の問題も生まれるまでになってきている。やっぱりこのところの到達点はすごいものがあります。ことしこの全国的に異常気象の中で、作物が大変だという中にありますけれども、鶴川地区にあつては、50億という販売額になろうとしているというところまで押し上げています。これにはいろんな自然の条件や価格の問題等々がありますから、これが私は今、潤沢だというふうには思いませんけれども、しかし、そういうところまで来ている。しかしながら、一方で、今、答弁にもあったように、この中心とならなきゃなんない農業にあつても、高齢化、少子化というこの波は非常に大きなものがあります。

鶴川地区でいえば、50億といえども、生産販売している農家はわずか220世帯余りです。このうちの半分ぐらいが今、60代から70代、これが生産をやる世帯主の主流になっているんです。しかし、こういう中で、農業を前向きに持っていくということを私たちは考えなきゃなりません。では、そのためにはどうするのか、ここが大事だというふうに思うんですね。私、こういうところを考えた振興計画にぜひしていただきたいというふうに思っています。

私はその一つとして、例えば、この高齢化になってきている問題、後継者がいない、しかし力もまだあつて頑張れる、こういう人たちに、70歳を過ぎても、やっぱり3年でも5年でも頑張ってもらう、こういう仕組みづくりをしていく必要があると思ってるんです。その

ためにはどうするのか、今、鵜川地区でコントラ、いわゆる農作業受託組織もでき上がってやっています。しかし、もうこれ以上そこへの依存が進むと、今の状況ではもう負えないという状況です。ですから、こういうところに支援をして、そういう組織をふやしていく。そして、高齢になった農家の皆さんには、播種、収穫、このもの、その辺はやってもらう。それはコントラなり受託作業に任せて、農家の皆さんにはその間の中間管理をやっていただいて、そうしてこの生産体系をつくり上げていく、こういうふうな仕組みづくりというのを、本当に今やっていかないと、どんどん生産農家が減っていくというふうに思っているのです。

ですから、そういうふうなことも一つの方向として、この計画の中に入れてもらいたい。そういうものをしていくためには、さらにはやっぱりそれを受ける、例えば生産したものを出荷するのに受ける乾燥の施設だったり、あるいはそれを貯蔵し、販売へ持っていくための中間的な施設、こういうものを整備していく、しなきゃいけないというふうに思っているのです。

ところが、現状で鵜川地区でいえば、私が言うのもなんでございますけれども、JAなどは相当老朽化したものの施設等々になっています。やはりこういうものをさらに生かしていくためには、そういうものを生かす支援、そうしたものがどうしても私は必要だと。そういうことによって、この一定の高齢化した人たちであっても、やはり生産ができていける、お米づくりであれば、共同乾燥施設をつくるとか、あるいは施設型であれば、それを製品化するための共同施設をつくってあげる。そういうふうなものに、さらにそれを広げていくという方向がある。

そういう中で、この新規就農を受け入れる素地を、そういう人たちの後釜につくっていけるような、そういうかけた取り組み、こういうものにサイクル的にしていくということは、私は今の現状の中で農業を発展させ、町の経済の主流として持っていける、そういう仕組みづくりになると思っています。やっぱりそういう方向に向かった農業振興計画、こうしたものに私はぜひしてもらいたいというふうに思っているんですが、そこら辺で御意見があれば伺っておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） かなり幅の広い分野に、農業の面でまたがるかと思います。

農業・農村振興計画は、鵜川地区に限った計画ではございません。あくまでもむかわ町全体の計画でございます。とりわけ、今回につきましては、自然災害もなく、両地区の農作物の収穫というのも一定程度目標値に近づいているというふうに伺っているところでもござい

ます。

そこで、順不同になりますが、新計画の策定に当たりということでございます。取り巻く情勢、あるいは町の農業・農村の果たす役割、現計画の検証、そして計画の前提となります現状と課題等について、農業者の皆さんの思いというのを大事に、この間、アンケート調査を実施し、生産者、そして関係機関の皆さんの意識の共有、こういったところを目指しながら、その策定に努めてきているところでもございます。一方的ではなく、連携ということを意識した取り組みとして、この間も来ているところでもございます。

また、新計画の施策の基本方針でございますが、先ほども述べたとおり、農業者の皆さん、そして関係機関の皆さんの意向というのを反映しながら、農業を担う人、4本柱の一つでございます人、そして作物を育む農地、さらに経営の安定を目指す所得の向上と経営、そして将来に引き継ぐ地域の活性、こういったところの4つを施策の展開方向の柱として、そしてその柱に沿った施策を推進していくこととしているところでもございます。

改めて申し上げますが、この4つの施策の柱でございます。展開方向の柱となるものにつきましては、可能な範囲でアンケートも含む、生産者の皆さんの思いというのを計画書内に反映をしていきたいと考えている、具体的に記載しながら反映していきたいと考えているところでもございます。

それと、これからの農業についてでございますが、一例でございますが、この間、事業進捗というのをおくれています。穂別ダムの改修も含めた新鶴川地区のかんがい排水事業、これは国営でございます。この事業につきまして、災害対策も含め、本格的な促進に向け全庁的にこの間も、とりわけ、ことしについては、国への要請活動を強めてきているところもございます。一歩進んだ事業の展開の広がりというのを期待しているところでもございます。

こういった土地改良事業と並行しながら、現在の地域農業活性化基金事業の見直しというのが今年度中ともされているところでもございます。この中で新たな展開方策についても議論すべきと考えているところでもございます。また、基盤整備を望む声というのも大勢の方々からいただいております。町の負担もございますが、道営の基盤整備事業につきまして、関係機関との協力連携による対応というのが求められてくるものと考えてきているところでもございます。

ハード事業等々についての御質問があったかと思えます。施設整備につきましては、これも先ほどから触れておりますように、両地区の農協に対し、農協そのものが計画しております施設整備計画書を提出していただいております、長期計画で予定している項目を頭出ししてい

いただき、事前に聞き取りをしているところでもあります。また、その取り扱いにつきましても、随時、協議しながらしていく予定とも考えているところでもあります。また、JAむかわの経営基盤3カ年計画、先ほど申し上げました。そして、JAとまこまい広域のJAプランVIで計画している事業計画につきましても、新計画に組み込んだ計画を策定中でもあります。

基本的には、JAとしての計画があるとなれば事前協議というのも前提としながら、これまで同様に、ハード事業であれば、国・道の補助事業の申請に向け、協力していきたいと考えているところでもあります。また、独自の対策となれば、町が全て誘導するような事業というのは困難と思われるため、むかわ町農業振興対策協議会、さらに地域の懇談会等々を通じ、要望の聞き取りを行いながら慎重に連携、協力をしてまいりたいと考えているところでもあります。

それと、集落支援員の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、地域づくりモデル事業として、平成27年度から31年度までの5カ年計画として指定をしているところでもあります。設置開始年度が平成28年5月というところで、この農家、そして集落をつなぐネットワーク化の広がりというのを今後に向け期待をしているところでもあります。

あとはやりとりの中で。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 集落支援員という問題について、町長の執行方針で見れば、そんなふうなところまでに全然なっていなかったもので、わからなかったもので聞かせていただきました。ぜひ期待をさせていただきたいというふうに思います。

それから、るる今、国営かん排の問題も含めて頑張っておられるということもわかりました。しかし、私は今言いたかったのは、私も町の振興計画というのは、穂別も含めてのことだというのは重々理解しております、ただ今取り上げる関係上、鶴川地区のほうがわかりやすいと思ってお話しさせていただきました。

これからの課題としても、私も同様の意見を持っております。今、農業に対しては、EPAが大筋合意という、今まであり得ないようなことをやっておきながら、今後はちゃんとした締結だというふうな話にもなっておるようでありまして、TPPイレブンで出発するというのも何か出てくるようでありまして。これらはいずれにしても、その先には日米のEPAというふうなことになっていく、そうなれば本当に日本農業どうなるかという心配がございます。

す。

そういうものはそういうもので、本当にいろんな角度からまた議論をしていかなければなりません。私が申し上げた第一のことは、今言われたように努力もされていただいているんですけれども、同時に今、鶴川地区でいえば220戸余りのこの営農集団、これをどう守り発展させていくのかということが、町としては当面の課題だと思っているんです。

この中に、先ほども言いましたように、やはり60、70代の世帯主という形で営農されている方が半数以上いらっしゃる。これはこのままでいくとすぐ離農というふうなことにはなるでしょう。そういうことになれば、一気にこの農家戸数が減少していくという状況になるわけです。そうすると、販売額もそんなにそんなに、何ぼ若い人たちが頑張ってもそうなりません。やっぱりそこをいろんな形でつないでいただく、さらにそのことはこの町の人口を減らさないということにもつながるわけで、ですから、そのためにも本当に頑張ってもらいたい。高齢になっても頑張ってもらいたいという形で、この営農が、むかわ農業が続けられるような仕組みづくりをぜひお願いしたい。その点で関係機関から出てくれば、それはそれでというお話もございました。よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

そういうことに期待をしながら、私が述べたこの方向、これが本当に農家戸数を減らさない、さらに広げていける道になるだろうというふうに私は思っていますので、ぜひ御検討いただき、一層の御検討をいただきたいということを述べて、農業問題を終えさせていただいて、次に2つ目の国保事業について、御質問をさせていただきたいというふうに思います。

国保事業については、改めて言うまでもございませんけれども、先日の議員協議会でも第3回目の国保事業納付金標準保険料という形で協議会では説明をいただきました。

改めて、この問題を取り上げるわけですが、この問題はいずれにしても、来年4月、2018年度の4月から国保事業が都道府県化になって、北海道が財政の主権者になって、そして、そこで決めたものを市町村が被保険者の皆さんから保険料として集めて、100%納めなきゃならない、そういう形の中で新たな事業が発足するというところでございます。

この国保というのは、御存じのように、これを医療保険として加盟する皆さんにとっては、命と健康をつなぐ極めて大事なものであるわけでありまして。しかし、その運営に当たっては、高い保険料等々、このいただきました説明の中でも指摘をせざるを得ない状況で書かれておるように、そういういろんな問題点を抱えているところでございます。保険者である市町村にとっても、非常に独自事業ではあるけれども、この運営には大変だという重みを持っているものであります。

しかし、いずれにしても、そのことのしわ寄せは、これまでの流れでいえば、ほとんどが地域住民の皆さん、いわゆる被保険者の皆さんにかかっているという問題。だから、この保険証をもらっても病院にかかれないという人が出たり、あるいは保険料が払えなかったら差し押さえということで暮らしも大変になるということが続いてきているわけでありまして。

これが今度、新たな形で来年の4月から始まるということでありまして、これはやはり関係する町民の皆さんにとっては、私は本当に大切なものだというふうに思って、これまでも質問をさせていただきます。改めて質問をさせていただくものでございます。

そこで、今、町の方向性、これで見ますと、今後、第3回が出て、最終的にはその本格的な保険料標準率というのは2月以降ということになるんでしょう。その間に、この12月には町の運営指針、協議会にかけて、そして2月で答申を受けてということを出発していくぞということになるわけです。そうすると、この議会として審議するところがあるんだろうかというふうに思うわけですが、その辺のところはどうなっていくのかということを含めて、改めて、最終的な方向に向かっての国保運営化の取り組み状況、被保険者の皆さんの負担の問題等々について、改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 国民健康保険の都道府県単位化の現状と今後についてお答えさせていただきます。

現在、11月27日に北海道より平成30年度の概算納付金額が示されたところでございます。11月27日です。年が明けて1月に最終的な積算するための係数というのが示され、2月には確定納付金額が示される予定となっております。

現在出ております概算納付金額につきましては、約3億9,400万円、第3回の仮算定金額より低い金額となっているところでございますが、算定の根拠、あるいはこれから示される係数等を分析しながら、国保税算定方式や賦課限度額等につきましても、標準保険率を参考に今後検討していきたいと考えております。

今回示された概算納付金額を参考に予算編成を進め、また税率や限度額等をむかわ町国民健康保険運営協議会で検討協議を行い、平成30年第1回定例会におきまして、国民健康保険条例及び国民健康保険税条例等の改正案を上程させていただきたいと考えているところでございます。

これまでも負担の公平性というのを図りながらも、低所得者世帯の皆さんへの負担の軽減につきましては、平成25年から平成28年にかけて、国保税の賦課限度額を据え置きつつも、低

所得者方向けの保険料軽減措置の拡充というのが図られていますが、同じ所得で同じ被保険者構成の場合に、見直しの中で大きな変動が生じないような進め方というのを行い、医療を中核とした地域住民の皆さんの健康増進を今後も図りながら、持続可能な安定的な運営というのを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 今のお話ですと、最終的な我が町への国保事業納付金に関する標準保険料率の算定でいうと3億9,400万というふうに言いましたが、これはこの間の資料、この資料でいう4億3,300万から3億9,400万にまず下がったということなのかな。そのことをちょっとまず最初に確認させてください。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） この11月27日に出了た概算納付金額につきまして、第3回の仮算定で4億3,300と出ていたところが3億9,400万程度という形で、より低い数字で出たきたというところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） そうすると、それにしても、それにしても平成28年の一般分等々の比較で見れば、この間の資料では1,360万ほどが不足になるよということでもございました。それが4,000万ほど減ったんだから、それにしても900万余りはこれまでの状況からいけば、納付金との関係では不足するよということになるんですね。それは変わりませんね。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 第3回の仮算定の土台という部分につきましては、平成28年度等の決算状況等、いわゆる基金を取り崩したり、繰り入れたりしている部分があるかと思うんですけれども、その部分がある程度、そこまでいかなくてもできる可能性が出てきた数字かなと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 数字が変わってきましたから、少し変わるかと思うんですけれども、11月末の提出された都道府県化に向けたこの数字でいえば、これ単純に見れば、均等割が1万4,600円ほど上がるよ、世帯割で8,400円ほど下がるよ、ということになるんだけれども、

所得割はちょっと置いておいて。そうすると、我が町でいえば、半分以上の世帯が均等割、世帯割の世帯です。ということで見れば、多くの世帯が均等割分で6,000円ぐらい上がったちゃうということなんです。これをさらに家族が、均等割が高くなっているわけですから、家族が2人、子どもさんも入れて3人、4人とかふえれば、これはもっとこの幅が広がっていく、引き上げが広がっていくということになるんです。というふうに、これは見れる資料なんです。

今後、下がって、今、課長がおっしゃったような対策、国のほうで3,400億円等の激減緩和措置というようなことを言っていますけれども、それらで我が町としてはどういう対応をしようとしているのか。それともう一つ、その点で、道はどのような賦課方式にしようとしていて、我が町はそれをどのようにそこのところを捉えていくのかというのが2つ目。

それから、3つ目に、全国的にこれは各都道府県で保険料を統一化しようという動きがあります。その場合に、医療水準をゼロにするのか、ゼロ以外にするのかということで、いろんな違いがあったりします。北海道の場合には、統一化を目指した方向でゼロでなくという形のようにも聞いておるんですけれども、そこら辺の情報を含めて、ちょっとお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず、均等割、平等割等、その部分だけを見ますと、そういう部分というのは確かに言えるかとは思いますが、むかわ町の今の構成割合からいいますと、いわゆる2割軽減、5割軽減、7割軽減、いわゆる所得が少なくてという該当世帯が全体の55%ほどになります。

そういう部分につきましては、今言ったような金額が軽減される部分になりますので、それがイコールというふうな形にはならないかなとは思っております。もちろん、一人一人、これまでと比較してという部分はやらないといけないと思うんですけれども、新しい数値でまたそこら辺についてはつくっていきたいと思っております。

また、将来の統一という部分につきましては、あくまでも保健医療システム、北海道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯であれば、基本的に負担は同じようなところを目指していくというのが大事かと思うんですけれども、ただ一気にそこにいくということを考えているわけではなくて、あくまでも国・道の標準税率のほうにある程度近づけていくことということを考えていくというのが、これからの検討課題かと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

[1 1 番 北村 修議員 登壇]

○ 1 1 番 (北村 修君) 今の答弁でいけば、全道統一化のほうを目指してということになるわけけれども、そうすると、進め方の問題でも非常にアンバランスが、アンバランスというか、幾つかの方式が出てくるというふうに思うんです。

そこで、北海道としてはどのような方法をとろうとしているのか。今度の方法でいえば、1期6年、3年で見直しというふうな形になっていますが、そういうふうな中で、この激減緩和を使いながらやっていこうとしているのか、それとも一気にそういう方向で今やろうという、道は考えているのか、それに基づいてむかわ町としては、どういう組み立てでその方式、いわゆる運営方式というやつをつくらうとしているのか、改めて伺っておきたい。

○ 議長 (三倉英規君) 萬町民生活課長。

○ 町民生活課長 (萬 純二郎君) 基本的に、北海道として何年後に統一という、そういうような考え方ではございません。あくまでも道は、納金を算定するために標準的な税率等を示して、町村に示してくるという形になります。なぜかという、各地域の被保険者、各町によって所得水準、所得の固まりというところが違うところがございます。

そこら辺の部分で、各町村によって、そこら辺の違いが出てくる場所がありますので、あくまでも標準を示すという形になります。それを示された中で、むかわ町としましては、これまでも所得割の問題、資産割の問題とか、賦課限度額等、いろいろな諸課題があるかと思っておりますけれども、その中で基本的に国保の考え方は、先ほどおっしゃられましたとおり、6年間で3年ごとの見直しという部分を行うわけですから、その中でいきなり大きく変わることなく、ある程度近づけていくような形というのを検討していくというのが、一つの方向かなと考えているところでございます。

○ 議長 (三倉英規君) 北村議員。

[1 1 番 北村 修議員 登壇]

○ 1 1 番 (北村 修君) そうすると、むかわ町で一人一人がどうなっていくのかということが、時間の関係ありますが、そこについて聞きますが、前回出されたこの資料でいくと、平成28年の1人当たり保険料は15万4,922円というふうになっています。

納付1人当たりには14万1,000円だから、下がるんじゃないかという計算になっていますが、全体としては不足額が先ほど言ったように出るぞということを含めて、この数字は大もとの数字が変わってきますから、変わると思いますけれども、実際のところ、これがどのようになっていくのかということをおおむね出せるのであれば、出していただきたいと

というのが一つです。

それから、先ほどお聞きいたしました、いずれにしても3億9,400万に下がったとしても、町全体の国保税不足額は1,000万近い、九百数十万か1,000万近いものが出ると思うんですけども、それに激減緩和、今お答えいただいたように、それは激減緩和という形のものとして対応するということになるんだろうと思うんですけども、それはどのような方向でという、見込んでおられるのか、そこらについてお伺いしたいと。

あわせて3つ目に、ちょっと時間の関係で一緒に質問しますけれども、3つ目に、この3年、6年という話もしました。この激減緩和措置というのを、どこら辺まで見てくれるのか、6年たったら激減緩和はなくなって、ぐんと引き上がっちゃうということになるのか、そういう見通しも含めて、ちょっと御答弁お願いしたい。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず、1番の今、前回全員協議会等で示したような数字まで出せられるのかという部分なんですけれども、まだ全ての資料が私たちの手元に届いているわけではございません。まずは納付金額が示されたという段階です。

年度ベースが変わります。29年度の予算ベースだったのが、今後は30年度の推計ベースという形になりますので、被保者数等の推計等から変わる部分が若干ありますので、そこについてはまだ手元に届いてない部分がありますので、そこについて今いろいろ情報を集めながら精査しているところでございます。

2つ目、足りない部分をどうするのかという部分につきましては、まず同じような形で再計算をして、またモデル等を使いながらどう足りないのか、いや、そうでもないのかというところを調べてから、お答えさせていただきたいなと思っております。

それと、3つ目の部分で、どういうふうな形でいくのかという部分については、基本的には6年計画で3年見直し、3年見直し、3年見直し。ちょっとどんどん高くなるというイメージで言われると、違う部分もあるかとは思いますが、今示された数字に必ず近づけていくというわけではなくて、ある程度どれだけ納めるために、どれだけの応分の負担を考えていくのかというのを検討していくという形になるかと考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 大体のことがわかりましたけれども、国民健康保険事業というのは、御存じのように、保険法第1条でこれは社会福祉だと、社会保障であるということがうたわ

れているんです。私は、ぜひその立場でこの事業に当たっていただきたいというふうに思うんです。機械的に、今の制度はこうなったから、あなた、負担はこうですよというふうには、僕はぜひやめてほしいということを強く申し上げておきたいと思うし、特にこのさきに示された指数で、均等割がどんどん上がっていくというふうになっているというふうに言いました。

この国民健康保険と皆さん方の保険とで基本的には違うのは何かというと、この均等割の部分なんです。この均等割には、何の収入も得ることもできない子ども、赤ん坊までが均等割の1人に入るんです。そういうものなんです、この国民健康保険というのは、この制度は残念ながら。だから、私はここのところが上がっていくというのは、非常に気になる場所なんです。

我が町、これまでこの限度額を抑えて頑張ってきました。本当にありがたいというふうに思っていました。しかし、こういうふうになって、やがてこの制度になって負担が大きくなるというようなことのないように、本当に改めて強く要望をしておきたいというふうに思います。

そして、最後になりますけれども、時間の関係で、最初にお聞きいたしました、町長のほうから、いや、この試算の最終出るのは1月だと。そして、確定数字といいますか、標準納付額、こういうものが出てくるのが2月以降ということで、その後、第1回第1定で条例改正ということが出てまいりました。その間に、国保運営審議会ということになりますけれども、やはりこれらについて、本当にこの議会にもきちっと、第1回というのが、これが不思議なんですけれども、まだいつ改選になるのか、その日にちも明らかにされていない。

話では、3月選挙という話もあるけれども、じゃ、第1回いつやるんだと、そういうことも全然議長さんや議員の皆さんにも流れていないという中で、第1回というのは2月になるのかなと思ったりもするのですけれども、そういう点では非常に不安があって、そういう中でこういう前段申し上げた、この本当にここに書かれている被保険者の皆さんの命と健康にかかわる問題がちゃんと納得いく形で皆さんと議論をされて決められていくのかどうか。これ本当に不安なところなんです。

この辺のところ、しっかりとやってもらいたい。そのためには、もっと情報開示をきちっとやっていただきたいということを最後に質問をして、終わりたいというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前後しますけれども、町長町議選の公示関係については、先週の金曜日に議会のほうにもお知らせし、きょうの新聞にも公になっているかと思うんですけれども、3月18日公示ということでお知らせをしていることをごさいます。

〔「13日です」と言う人あり〕

○町長（竹中喜之君） 13日でお知らせをしているかと思ひます。先週の金曜、お知らせをしているかと思ひます。

それと、国保につきましては、今後とも町としても、さらに移行する段階での課題把握というんでしょうか、こういったところにも十分努めながら、市町村連絡会議、こういったところでの道との十分な分析等を行い、適切な保険料水準が導かれるよう、引き続き意見反映に努めていきたいと考えているところをごさいます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○町長（竹中喜之君） なお、議会の皆さんには年明けに提示をしていきたいと思ひます。これ流れの関係ですね。

○議長（三倉英規君） しばらく休憩いたします。

再開は15時20分といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時20分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 津 川 篤 議員

○議長（三倉英規君） 10番、津川 篤議員、どうぞ。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 第4回定例会に当たりまして、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、観光協会のあり方ということで、まず1番目に財政状況、これらについては、非常に年間を通じて48事業、160日以上勤務体制というか、後片づけを入れるとほとんど休みのなく活動しなければならない。そういったときに、やはり今のスタッフが2名で回してい

ると、果たしてこれが本当に町のこれからのPRに対して、このスタッフ2名でいいのかどうなのか。今後において、これらについての財政措置というのは考えていかなければならない、私はそう思うんですが、行政自体としてどのように考えておられるのか、お伺いするものであります。

それから、これらのイベントについて、2つ目にはイベントについて、本当少ないスタッフの中で各種イベントが実行されていると、大変なことだろうなど。このイベントのあり方についても、行政としてどのような考えを持ちながら、各種イベントに取り組んで来ているのか、これらについてお伺いするものであります。

3点目には、今後における観光協会と町のかかわりについてという頭出しですが、これはやはりこれから町をPRするときに、観光協会に丸投げをしておいて果たして本当にいいのかと、これ町を売っていく、さらには、むかわはこれから恐竜というふうな大きな、これから町外に向けて大きなPRをしていかなきゃならないときに、こういったものが本当にスタッフとして、このスタッフで間に合うのかどうなのか、今後において行政がどうかかわりを持ちながら、これを進めていかなければならないのか、この3点についてお伺いするものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ただいま質問要旨がございましたが、ちょっといただいていた通告のほうでちょっと踏み込んでおりましたので、通告の趣旨の中でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

1問目の観光協会の財政状況についてお答えをいたします。

協会の平成29年度における総体予算は4,891万9,081円で、うち町補助金が1,556万6,000円となっております。また、今年度の協会の総会で報告をされました平成28年度決算額が6,996万6,232円で、うち町補助金が1,466万3,000円となっております。

平成29年度予算と平成28年度決算を単純比較すると約2,100万円の減額となっております。これにつきましては、町の補助金は人件費等について増額支援しておりますことから、約90万円の増額となっておりますけれども、事業関連予算が約1,770万円の減額となっていることが要因であるというふうに考えております。

次に、2点目の町と観光協会のイベントの役割についてでありますけれども、町及び協会が事務局となっているイベントについては、基本的にさまざまな構成団体による実行委員会方式で運営をしております。イベントの成り立ちや経過によりまして、事務局を担っている

のが町の場合と協会の場合がありますけれども、どのイベントについても地元の皆さんに楽しんでいただくことはもちろんでありますけれども、町外から交流人口についても寄与するイベントを目指して実施しているものでございまして、町としても協会事務局イベントに対して、人的または財政的支援も行っているところであります。

最後に、3問目の今後におけます観光協会の役割と町の役割についてお答えをいたします。

人口減少や消費流出により低迷しております町内経済を活性化するため、交流人口を拡大とした事業は必要不可欠となってきました。今まで協会として力を入れてきた町外での出店やプロモーションによる町のPRとあわせまして、実際に本町に来ていただくための受け入れや招くといった視点の事業やDMO構築など、広域連携による事業、恐竜化石を生かした観光事業について連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

町としては、そのための体制や財源確保について支援を今後ともしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 今、副町長が財政支援も含めて考えていきたいということなんですが、昨年度の12月のこの議会で、質問されたときに質問者のほうからいただいたときに、町のほうは、こういうふうに答弁しているんですね。今後においても観光協会と協議しながらというふうなことなんですけれども、どういった協議をして、どのように進めようとしていたのか、このあたりがどうも見えてこない、はっきりしない。

それから、今、人件費等に充当する分が助成金だというふうな考えであれば、やはり今の2名のスタッフというのは、今後において本当にこの2名だけで、本当に町をPRしていけるというふうな確信を持っているのか。

例えば、私から見て、例えば町の職員が2名ぐらいでこれだけの膨大な仕事できますか。というのは、何を意味しているかと、今回の本会議見ても、我々質問者に対して答弁者30人いるんですよ、これ。これだけの事業でもこれだけの人を集めなきゃできないですよ。そうしたら、イベント1つするにしても、例えば実行委員会方式にします、これ職員も実行委員会の中に入っていますよね。ところが、実行委員会に入っている職員は代休扱いなんですよ。休みもらっているんですよ。ところが、観光協会の職員は休みないんですよ。この差は何なんですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 予算時の協議の内容については、ちょっと後で担当のほうから申し上げると思いますけれども、観光協会のスタッフ人員につきましては、私どもが何名必要とかどうということを進めているものではございませんで、当然ながら観光協会、独立した1社でございますので、そちらのほうで必要な人員の確保、または臨時職員も雇用しているようですけども、そういった人員も確保しているところであります。

そういった必要人員を観光協会内で検討しながら、最終的に町とも協議して、人件費補助という形もっておりますので、町として一定の補助はいたしておりますけれども、あくまでも町がそこに人員を配置しているというものではございません。

加えて、今言われた休みの扱いでありますけれども、そちらにつきましても、雇用主が観光協会ということでございますので、私どもは指定の代休で実施する云々というところはちょっと知り得ておりませんが、恐らくそういった休みの調整は中でしながらされているものというふうに判断しているところでございます。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 観光協会との協議の内容についてお答えをしたいというふうに思います。

例年、12月に入りますと予算編成の時期になります。観光協会の向こう1年間の事業についても、この予算の提出に当たって観光協会との協議をして、来年度事業を固めていくという作業をしております。その中でいろいろ要望がある財政的な支援の部分についても手当てをしていくというふうなことで協議をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 今、課長、新年度予算について、観光協会と十二分に協議をして進めていると、間違いありませんね。間違いなく協議していますか。観光協会と協議してあるんですか。

新年度予算に反映する部分について、例えば行政の役割をどうする、それから観光協会の役割をどうするんだと、そして、その中において予算の組み立てをどうするんだと。そういった内容的な話までしているということですね。それは間違いなく、間違いなくということですね。それだけ聞いておけば、後々また、これ今後において参考とさせていただきたいと思

いますが。

ただ、先ほど副町長が言われた協会の財源の問題で、人件費の相当額を助成しますよと。これは、例えば観光協会のほうから、例えば今のスタッフでは足りないから増員をしてくださいと行政側に要請があれば、それは間違いなくやれますか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 増員をまだ協議もない中で答えることもちょっとできないのでありますけれども、そういった観光協会内での本当の事情とといいますか、切実な事情があつて、さまざまな今後に向けての展望があつて、協会内で必要になってくるという中で、そこに町としての考え方もマッチしたとすればそういうこともあるんでしょうが、一方的にふやしたからどうこうということにはちょっとならないのではないかなというふうには思っております。そこがやっぱり先ほど言われた協議じゃないですけれども、そういったところでしっかりとつき合わせていかなければ、なかなか一概にふやしたから済むということには、そういうふうにはならないんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） なぜこの質問を今しているかという、今、観光協会の中で貴重に育った2人のスタッフがやめるとそういう話が出てきたときに、なぜそういう実態になっているのかということをおなりに調べさせていただいたら、やはり行政とのパイプの中でうまくつながっていない部分もあったり、さらには平成27年の3月に法人化をしたと、果たして法人化したこの時期が本当によかったのかどうなのか、法人とするだけの体力がついていたのか。そのあたりがどうもしっくりいかないというか、例えば片方は法人だから、行政側は法人としてしっかりやりなさいということは言っても、内容には踏み込めないと、これは法人ですから当然のことなんです。

しかしながら、法人といえども人件費については行政としての支援体制はとれるわけですよ。だから、そのあたりの話し合いというのは、今副町長は担当課じゃないから答えられないと、今、成田課長はお答えを有していると思うんで、そのあたり、本当に平成27年から今日まで、こうやって各種イベントをやってきている課長もそれから主幹も当然、私はその会場で顔も見えています。そしたら、それは一生懸命やっているんだなというふうには写りますけれども、なかなか町民の皆さんにはそこを理解していただくような、まだ状況にはなっていないのかなと。この法人化がなぜ27年の3月だったのか、このあたりのいきさつをきちっ

と話してください。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） まず、人件費の中でちょっとお答えしたいところがございません。

職員2人ということで、先ほど議員からございましたけれども、このほかに穂別地区とそれから鶴川地区に臨時職員を配置してございます。この臨時職員の賃金の一部も負担をしているということでございますので、この点もつけ加えておきたいなというふうに思います。

それから、法人の設立の経過でございますけれども、それまでは、観光協会、社団法人を取得しておりませんでしたけれども、27年2月に観光協会の内部で協議をされて、観光協会事業も機を熟したといえますか、そういうことで協会の理事さん中心となって法人登録ということになった経緯というふうに伺ってございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 法人の登録はその27年に機を熟したと、それはそれなりの理事会の中で判断をされたんだらうというふうに思います。

ただ、今、課長の答弁の中に2人のほかに、事務職員の給与も払っていますよと、一部なんですよね、これ。調べていくと、あとは残りは売上金の中からあなた方自分で稼いで払いなさいと、こういう冷たい行政として、非常に冷たい仕打ちをこの観光協会にしているわけです。そうじゃなく、そこにかかわる例えば臨時職の給与についても、丸ごと行政が同じ出すのであれば、それも一体化して出してやるべきでないですか。そこになぜ差をつけるんですか。おかしいでしょう。同じ人に対してですよ、そういう差をつけるというのは、行政側の偏見じゃないですか、これ。そういうことにならないですか。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 先ほど翌年の予算について、観光協会と打ち合わせをするということでお答えをしたところでございますけれども、この臨時職員さんの賃金についても協議の対象ということになってございます。

ことしのベースでいくと、118万3,000円とそれから60万5,000円ということで、それ以外に勤務のあった場合については、観光協会独自で事業をやっていますので、その中での手当ということで、この辺の要求については、具体的に観光協会さんのほうから手当してほしい

というような要求にはなっていなかったということでございますので、この部分について要求のあった分について、満額つけているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 相当、人と人の話ですから食い違い多いんですよ。私も両方の意見を聞いて、こうやってしゃべっているわけじゃないですから、だから私にもどっちの部分も相当あるんだろうというふうに思いますけれども、ただ一般的に聞いて、そういう例えば臨時職についての差をつけたりというふうなことが、やっぱり私は人道的にもう少し公平に扱えないのかなと、行政がそこに観光協会というものを認めながら支援をしていくということであれば、やはりそこにはそういう思いやりというものが当然あってしかるべきだというふうに思うわけです。

観光協会そのものが、例えばそのイベントにしても何にしてもそうなんです、単年度で人間の育成というのは、町長、できませんよね。何年かかかりますよね、人を育てるというのは、かかるでしょう、行政の職員でもそうですけれども。そうすると、観光協会、27年、それまでに職員ではあったかもしれないんですけども、そういう職員が今やめるような状況になったときに、新たな観光協会として職員を採用して、果たして育っていくのかどうか、私はやっぱりそこには相当疑問があるんじゃないかなと。

だから、最後に町長にちょっとお聞きしたいんですが、町長、観光協会というのは要らないと考えていますか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御意見も踏まえての御質問かと思えます。

先ほどから担当のほうから、この間の観光協会への指導というんでしょうか、町の立ち入る指導の限界というのがあります。議員、十分御承知かと思えます。

まず、平成27年に法人格を取得したといったところから、事務局の人件費、そして事務所、それから事務費、こういったことも、イベント収入、さらには委託事業費で賄われている部分を除いて、必要な経費、これについては町が補助するような仕組みとこれまでもなっているとどこでもございます。と同時に、観光協会は現在、一般社団法人でもあります。これは観光協会にかかわらず、民間企業と同様に社会的問題だとか、あるいは事故によって、例えば役所内部の指導をする以外は、残念かな、その経営の方針だとか法人運営に、町行政が干

渉するには限界というのがあるところがございます。

これまでにおきましても、社団法人になってからしっかりと向き合いながらも、観光協会内部で決められてきている経営の内容だとか、あるいは運営方針だとか、こういったことについては法人の意思というのを町としては最大限尊重して、この間に来ているところでもございます。

津川議員に伝聞の中でいろいろな情報があるかと思えますけれども、そこで役割分担の難しさというんでしょうか、これは町と観光協会のみにかかわらず、一概に組織論的に行政はこう、観光協会はこうですよといった割り切り方で組織論的に議論がされる分野でもないかと思えます。しかし、観光協会と行政、今これまでも津川議員も言っていますように、一層の意思疎通というんでしょうか、ここが大事になってきているのかなと捉えているところでもございます。

観光行政における町の役割、さらには観光協会の役割というのを、さらにさらに明確にしながら、少しでも一体となつての町のむかわ町の観光、そして地域の活性化、これに結びつけていきたいと考えているところがございます。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 町長、首長ですから、なるほど引っ張っていくような強い指導力の中でそういう発言をしているんですけども、なかなかそれが職員間の中にもうまく伝わっていない部分もあったり、それから独立法人でありますから、今、町長が言われるように、そこには深く関与はできないにしても、やはりむかわをPRしていくという基本原則は一緒ですから、目的は一緒なんです。だから、そこにしっかりと根づいた、これから指導だとか、そういうものが行政マンとしての私は必要性が出てくるのではないかなと。

それで、先ほど課長のほうからは、このことについては十二分に協議をしながら進んでいるということですから、十二分協議できなかったというか、協議不足のところもあるのかもしれない。片方は協議していると言うんだけれども、片方は協議していないと言うんだから、お互いにちょっと水かけ論になってしまいますけれども、そのあたりは信頼関係もありますんで、今後における観光協会とそれから担当課としっかりした連携を密にして、私はやっていていただきたい。

さらには、むかわ町、これから恐竜の問題でも相当むかわをPRしていかないと大変な時期に来ていると。先ほども午前中の議論でも、相当皆さん心配して、予算だとかいろんなも

のに心配されている。これはやはりむかわをよくしたいと、みんなその思いなんですよ。町をいじめてやりたいとか、そういう気持ちでは皆さん言っていないという共通認識で私の質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（三倉英規君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。

御苦労さまでした。

なお、あすの開会時刻は午後1時30分といたします。

散会 午後 3時45分

平成29年第4回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年12月13日（水）午後1時30分開議

町長提出事件

- 第 1 議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の規約変更協議に関する件
- 第 2 議案第50号 むかわ町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案
- 第 3 議案第51号 むかわ町放課後子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第52号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第53号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第54号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第55号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第56号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第57号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第58号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第59号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）

議員等提出事件

- 第12 認定第 1号 平成28年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第13 認定第 2号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第14 認定第 3号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第15 認定第 4号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第16 認定第 5号 平成28年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第17 認定第 6号 平成28年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件

- 第18 認定第 7号 平成28年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第19 意見書案第13号 日本国憲法第9条改正に反対する意見書案
- 第20 意見書案第14号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案
- 第21 意見書案第15号 日欧EPA「大枠合意」の全容の情報を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書案
- 第22 意見書案第16号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案
- 第23 意見書案第17号 教職員の長時間労働是正を求める意見書案
- 第24 所管事務調査報告の件
(総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会)
- 第25 閉会中の特定事件等調査の件
(総務厚生文教・産業建設常任委員会)
(議会運営・議会広報委員会)
- 第26 議員の派遣に関する件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	山崎 満 敬 議員	2番	佐藤 守 議員
3番	中島 勲 議員	4番	大松 紀美子 議員
5番	三上 純一 議員	6番	星 正 臣 議員
8番	小坂 利政 議員	9番	山崎 真照 議員
10番	津川 篤 議員	11番	北村 修 議員
13番	野田 省一 議員	14番	三倉 英規 議員

欠席議員（1名）

12番 木下 隆志 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	田所隆	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	高田純市	総務企画課主幹	西幸宏
総務企画課主幹	酒巻宏臣	総務企画課主幹	大塚治樹
町民生活課長	萬純二郎	町民生活課主幹	飯田洋明
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	藤田浩樹	産業振興課長	成田忠則
産業振興課主幹	東和博	産業振興課主幹	松本洋
産業振興課主幹	今井巧	建設水道課長	山本徹
建設水道課主幹	江後秀也	建設水道課主幹	兄後敏彦
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	菅原光博
地域振興課主幹	中澤十四三	恐竜ワールド戦略室主幹	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	田口博	地域経済課長	為田雅弘
地域経済課主幹	吉田直司	国民健康保険穂別診療所事務長	藤江伸
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	齊藤春樹
生涯学習課参事	中村博	教育振興室長	金本和弘
選挙管理委員会事務局長	高田純市	選挙管理委員会事務局次長	石川英毅
選挙管理委員会事務局次長	西幸宏	農業委員会会長	鎌田晃
農業委員会支局長	為田雅弘	監査委員	辻圓治

事務局職員出席者

事務局長 八木敏彦 主 査 長谷山美香

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午後 1時30分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第1、議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の規約変更協議に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

萬町民生活課長。

〔萬 純二郎町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（萬 純二郎君） 日程第1、議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の規約変更協議に関する件について御説明させていただきます。

議案書1ページ、議案第49号をお開き願います。

本件は、北海道自治体情報システム協議会に参加している本町と蘭越町と佐呂間町の3町で行っている戸籍システム機器の共同利用に、新たに寿都町が委託町として加わるため、規約の変更の協議を行うことから、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、議案説明資料の1ページ、議案第49号資料をお開き願います。

戸籍事務は、本来市町村ごとに取り扱うこととされておりますが、一部事務組合や広域連合及び市町村間の受委託で共同利用することができることから、本年6月の第2回定例会で議決をいただき規約を定め、事務委託方式として実施し、蘭越町が戸籍サーバーの管理を担当する受託町となり、当町と佐呂間町が委託町として行っているところに、新たに寿都町を加え、4町で共同利用しようとするものであります。

真ん中の新旧対照表をごらんください。

第1条で、委託町に新たに寿都町を加えることとし、施行日は平成30年1月1日としていくところであります。

議案書1ページにお戻りください。

本件は、地方自治法第252条の14第2項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行の共同利用に寿都町を加えることに関し規約を変更するための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の規約変更協議に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第2、議案第50号 むかわ町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第50号 むかわ町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本件は、町の機関等に係る申請、届け出、その他手続に関し、インターネット等電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定め、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化を進めるため、本条例の制定を行うものでございます。

議案書につきましては3ページとなりますが、議案説明資料集2ページのむかわ町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の概要をごらんいただきたいと思っております。

本条例の規定事項につきましては、オンライン化を可能とするものであります。原則として、全ての手続について、各手続の根拠例規において書面で行うこととなっている場合には、書面に加え、オンラインで行うことも可能とする例規の整備でございます。

本条例の整備によりオンライン化のための各個別規定の改正は不要になります。

また、条例においては、町が電磁的記録により書類の縦覧・閲覧や作成・保存を行うことができるための規定を整備するものでございます。

条例の制定に伴い、関連して、むかわ町行政手続条例の一部を附則にて改正しております。

改正箇所につきましては、新旧対照表のとおり、第8条第1項ただし書き中、添付書類の次に、「その他の申請の内容」を加えるものでございます。

本条例により、現行、他の条例等の規定による書面等で行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、規定で定めるところにより電子情報処理組織を使用し行わせることを可能にし、書面等により申請が行われたものとみなし電子での申請を可能とするものでございます。同様に、町からの書面通知等についても、電子での執行を可能とするものになってございます。

それでは、議案集3ページにお戻りいただきたいと思っております。

むかわ町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案について御説明申し上げます。

第1条は目的について、第2条は定義についてを規定してございます。

第3条は、電子情報処理組織による申請等についてであり、インターネット等からの申請

を受けることの規定で、第4条は、電子情報処理組織による処分通知等として、インターネット等で受けた申請に対して通知等を行うことができるとしたものでございます。

第5条は、電磁的記録による縦覧等であり、書面等の縦覧にかえて電磁的記録の事項を縦覧することができるとしたものでございます。

第6条は、電磁的記録による作成等であり、町は、電磁的記録の作成等ができるものとしたものでございます。

第7条は、手続等に係る情報システムの整備等であり、必要な措置を講ずるとしたものでございます。

第8条は、手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表で、利用に関する状況を公表するとしたものでございます。

第9条は、条例施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また、附則の改正条文を盛り込んだむかわ町行政手続条例の一部改正案につきましては、ただいま議案説明資料で御説明申し上げたとおりですので、省略させていただきます。

以上、議案第50号につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 具体的な例を示していただきたいのですが、これだけではよくわかりません。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 具体的なお話をさせていただきます。

現在のむかわ町におけます条例は、各書面といいますか、文書で町長に申請するというような様式になってございます。

電子申請を可能にするために、各条例の中に毎回毎回電子申請が可能であるというような条例をしないために、今回の条例で全ての各条例の中で文書によるものを電子申請も可能とするような条例の内容になってございます。

もう少し具体的に申し上げますと、電子申請の今国のほうで行っております、実際にはマ

イナンバーを使いましたマイナポータル、政府が用意しております行政サービスのセンターでございますが、こちらを利用して申請をする。そこから認証が行われまして、町のほうで確認がとれる。そこでお返しをするというような内容でございます。

もう少し具体的に申し上げますと、このマイナポータル、政府が行っておりますオンラインサービスの中で、今現在、用意・準備が進められておりますのは、子育てワンストップサービスの一連の関係の内容が今政府のほうで用意をされている内容でございます。

これらを実行可能にするために条例を読みかえるというような内容になっているのが現状でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） じゃ、むかわ町もそのマイナンバーを用いてこれを利用するということになるんですか。

それと、もっと具体的に、こういうものを申請するとき、例えばネットでやる場合にマイナンバーの番号を入れて請求するんですよとか、もうちょっと具体的に教えてください。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 申請する場合につきましては、マイナンバーをそのまま使うわけではございません。いわゆるICカードと言われます個人を認証できるカードの発行を求めることとなりますが、実質的には、今現在これにかわるものとしましてマイナンバーカードを利用することが可能になります。

政府が用意しておりますこのポータルサイト、マイナポータルのほうで、そのカードを使って、読み取り機械が必要になりますけれども、個人の方が使う場合には、読み取り機械を使いまして、その発行されたICカードで認証を行って、マイナポータルのほうに入っていきます。そこで認証を行いまして、市町村あるいは都道府県が行うサービスのメニューをそこから選択いたしまして申請行為を行う。申請行為が行われたマイナポータルから、今度は市町村のほうに通知がありまして、そこで市町村が受理するというような流れになります。

したがいまして、例えば保育所の入所申請をする場合にどうするかというような場合にも、今までは紙で出さなければいけなかったんですが、マイナポータルを通じて申請することが可能になると。ただ、これはまだ本町におきまして実行する、しないは決定しておりませんが、そのための用意の条例の制定でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 私の年代では非常に面倒くさいという感じなんですけれども、利用

できるようになったとして、どれほどの利用があるというふうに見込んでいるのでしょうか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 実質的に何名程度が利用されるだろうというような内容での想定はしておりませんが、政府が平成15年以降、このオンライン化といいますか、行政サービスのオンライン化に向けた制度を設けまして、現在着々と行政サービスのオンライン化というものを進めております。

今後、利用するため各市町村が行っていくためにも、こういった内容整備を、下準備をしておく必要があるというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号 むかわ町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第3、議案第51号 むかわ町放課後子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原地域振興課主幹。

〔菅原光博地域振興課主幹 登壇〕

○地域振興課主幹（菅原光博君） 議案第51号 むかわ町放課後子どもセンターの設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案書7ページ、議案第51号をお開きください。

本一部改正条例案は、現在、穂別地区に建設中であります放課後子どもセンターの新築に伴いまして、施設名称及び住所について所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料3ページの新旧対照表をお開き願います。

初めに、資料の訂正をさせていただきます。

附則第2項の「むかわ町放課後児童」の後の文字が、「蔵日」となっておりますが、カタカナの「クラブ」に訂正願います。

改正内容ですが、第3条の表中、名称「穂別福祉児童館」、位置「勇払郡むかわ町穂別80番地2」を名称「穂別放課後子どもセンター」、位置「勇払郡むかわ町穂別114番地2」に改めるものでございます。

議案書7ページにお戻り願います。

本一部改正条例は、穂別放課後子どもセンターの利用開始予定日である平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項といたしまして、本一部改正条例に伴い、むかわ町放課後児童クラブに関する条例につきましても、第3条の表中「勇払郡むかわ町穂別80番地2（穂別福祉児童館）」を「勇払郡むかわ町穂別114番地2（穂別放課後子どもセンター）」に改めるものでございます。

以上で提案の御説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 むかわ町放課後子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第4、議案第52号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中村生涯学習課参事。

〔中村 博生涯学習課参事 登壇〕

○生涯学習課参事（中村 博君） 議案第52号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案について提案理由を御説明いたします。

この条例改正については、富内小学校を平成29年度をもって穂別小学校に統合・廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議案説明資料の最後のページ、4ページをお開き願います。

むかわ町立学校設置条例新旧対照表、別表第1、現行と改正案ということで記載してあります。

この現行案の小学校4校を設置しておりますが、統合に伴い、改正案のとおり「富内小学校」を削り、小学校を3校とする案でございます。

議案書の9ページにお戻り願います。

むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例。

むかわ町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1 むかわ町立富内小学校の項を削る。

附則としては、この条例は、平成30年4月1日から施行するとします。

御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 むかわ町立学校設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号から議案第55号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第5、議案第53号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）から日程第7、議案第55号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題といたします。

議案第53号から議案第55号までの3件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第53号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）から議案第55号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで一括して御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

初めに、議案第53号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,725万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億3,862万2,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の4ページでございます。

2款総務費の1項2目情報管理一般事務の498万4,000円の追加につきましては、社会保障番号制度に係るセキュリティ強化対策及び住民基本台帳法施行令改正に伴うマイナンバーカード記載事項充実などを行うためのシステム改修経費でございます。

11目交通安全推進事業の47万7,000円の追加につきましては、北央信用組合様、北央信用組合役職員の皆様、都留信用組合様より、交通安全運動の一助として、合わせて46万6,000円の御寄附をいただいたところでございまして、寄附の御意向に沿って、高齢者向けの交通安全対策を強化するため、運転能力評価システムの購入や安全運転啓蒙用のパンフレットなどを購入するものでございます。

3款1項1目の障害者福祉事業102万6,000円の追加につきましては、国の障害福祉人材の処遇改善を図るキャリアアップの仕組みを構築するため、障害者福祉システムの改修と平成30年4月施行の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴うシステム改修の必要が生じたことから、所要の金額を補正するものでございます。

4ページの下段から5ページにかけましての2目老人福祉費の介護保険特別会計繰出金85万4,000円の追加につきましては、今年度の介護保険制度の改正に伴いシステム改修が必要となり、一般会計で負担すべき所要の額を介護保険特別会計に繰り出しするものでございます。

2項1目児童福祉一般事務の106万5,000円の追加につきましては、むかわ町子ども発達支援センターたんぽぽの利用者が当初の見込みより増加したことに伴い、障害者通所給付費受給者も増加してまいりましたことから、所要の額を補正するものでございます。

4款2項1目樹海温泉管理運営事務の47万7,000円の追加につきましては、今年度樹海温泉ほべつ及びはくあの施設設備の修繕がかさんでおりまして、修繕費を補正するものでございます。

その下の5款農林水産業費の1項2目につきましては、むかわ農業協同組合の大豆色彩選別機整備について、北海道の地域づくり総合交付金が手当されましたことから、町を経由する間接補助事業として1,080万円を追加するものでございます。財源は全額道補助金を充てるものでございます。

6ページにお進みいただき、8款消防費の防災対策事業25万4,000円の追加につきましては、自主防災活動促進補助金につきまして、当初見込みを上回る事業要望があり、所要額を補正するものでございます。

9款教育費の学校給食施設管理運営事務の731万6,000円の追加につきましては、本年6月から学校給食を開始し本格稼働したことに伴いまして、施設現状について改善すべきと判断されたものについて対応経費として補正するもので、主な事業内容につきましては、鶴川センターの荷受け前室、また、各受け入れ校搬入口の補修を行うものでございます。

12款給与費につきましては、発達支援センター利用者増加に伴い、利用者からの児童発達支援負担金11万3,000円、国保連合会からの支給の負担金128万6,000円が増額となりましたことから、財源の補正を行うものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

2ページをお開き願います。

12款分担金及び負担金につきましては、発達支援センター利用者の増加に伴い、利用者からの児童発達支援負担金として11万3,000円を追加するものでございます。

14款1項の国庫負担金につきましては、発達支援センター利用者の増加に伴いまして、障害児童入所給付費等国庫負担金を53万2,000円追加し、2項の国庫補助金につきましては、社会保障・税番号システム整備に係る補助金として346万5,000円と、国の障害福祉人材の処遇改善に向けた障害者福祉システムの改修と、平成30年4月施行の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴うシステム改修の財源として70万2,000円を追加するものでございます。

15款の1項道負担金につきましては、国庫負担金と同様に発達支援センター利用者の増加により、障害児入所給付費と道負担金を26万6,000円追加し、2項の道補助金につきましては、むかわ農業協同組合の大豆色彩選別機整備に対する財源として、歳出と同額の1,080万円を追加するものでございます。

3ページにお進みいただき、17款の寄附金につきましては、北央信用組合様から21万円、北央信用組合役職員一同様から15万5,000円、山梨県富士吉田市の都留信用組合様から10万円を、交通安全運動の一助として御寄附いただいたものでございます。

18款の基金繰入金につきましては、自主防災活動促進補助金の追加の財源として、地域振興基金費から歳出と同額の25万4,000円と、学校給食施設の課題改修に係る施設改修費の財源として700万円をそれぞれ繰り入れするものでございます。

20款諸収入につきましては、発達支援センター利用者増加に伴う国保連合会からの障害児通所給付費負担金が増額となりますことから128万6,000円を追加するものでございます。

一段戻っていただきまして、19款繰越金につきましては、歳入予算の調整額といたしまして237万円を追加するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第54号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,110万3,000円とするものでございます。

こちら説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出をお開きください。

3款諸支出金の後期高齢者医療保険料還付金につきましては、この間、過年度に係る還付が増加しており、所要の額として10万円を追加するものでございまして、財源といたしましては、2ページ歳入の3款で、前年度繰越金を歳出と同額追加するものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第55号 むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ131万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,240万6,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付しております平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出をお開き願います。

1款総務費、介護保険一般事務の131万4,000円の追加につきましては、今年度の介護保険制度の改正に伴い、介護保険業務に係るシステムの改修が生じたことから、システム改

修経費として補正するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

2ページの3款国庫支出金、介護保険事業費補助金につきましては、補助基準額96万円の2分の1であります46万円を追加するもので、残りにつきましては、7款繰入金で一般会計からの介護保険事務費繰入金85万4,000円を増額するものでございます。

以上で、議案第53号から議案第55号まで一括説明を終了させていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順といたします。

各会計とも、質疑されるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第53号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書1ページ、1総括、事項別明細書から6ページまでの2歳入、3歳出と、議案書11ページから13ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 6ページ、2487の施設用備品費31万6,000円の内訳について伺います。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 学校給食施設管理運営事務の備品購入の補正分について、内容を御説明申し上げます。

施設の改修に伴いまして、荷受け室の前に前室をつくります。そこに配置するための荷受け搬入用台車と、それから休憩室のドアを改修する分に伴いまして、パーティションで仕切るというものを買うお金、合わせて31万6,000円となっております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書の1ページ、1総括、事項別明細書から3ページまでの2歳入、歳出と議案書15ページから16ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書の1ページ、1総括、事項別明細書から3ページまでの2歳入、3歳出と、議案書17ページから18ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第55号の質疑を終わります。

これから議案第53号から議案第55号までの3件について討論を行います。

なお、討論の順序は議案番号順といたします。

まず、議案第53号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第53号の討論を終わります。

次に、議案第54号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第54号の討論を終わります。

次に、議案第55号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第55号の討論を終わります。

これから議案第53号から議案第55号までの3件について採決します。

なお、採決は議案番号順といたします。

お諮りします。

まず、議案第53号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号から議案第58号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（三倉英規君） 日程第8、議案第56号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第10、議案第58号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

議案第56号から議案第58号までの3件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第56号から第58号まで関連がございますので、一括して提案内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第56号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

これは、平成29年8月8日の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決決定されたことから、支給する給与の算定基準や調整方法を改めるため、関係条例の整備を行うものでございます。

議案は追加提出しております議案書19ページからとなりますが、説明の都合上、こちらも

追加提出しております議案説明資料の1ページ、給与等改定の概要をもとに御説明したいと思います。

初めに、一般職の職員の月例給ですが、人事院の調査において民間給与との間に格差が生じているため、給料表を改定し、月例給を引き上げるものでございます。

民間との給与比較を行っている行政職給料表（1）においては、平均0.2%を引き上げるもので、採用職員の初任給について、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ1,000円引き上げることとし、若年層についても同程度の改定を行い、その他についてはそれぞれ400円引き上げを基本としております。また、再任用職員の俸給月額についても、この取り扱いに準じて改定を行うものであります。

行政職給料表（1）以外の給料表につきましても、行政職給料表（1）との均衡を基本に所要の改定を行うものであります。

次に、期末手当・勤勉手当の支給月数の改定であります。

期末手当・勤勉手当につきましては、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月引き上げ、4.30月から4.40月とするものであります。

支給月数の引き上げ分につきましては、勤勉手当に配分し、本年度につきましては、12月期の勤勉手当を引き上げ、0.85月を0.95月へ改定するものです。

平成30年度以降におきましては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるよう配分し、それぞれ0.90月とするものであります。

次に、特別職・議会議員についてひとくくりにさせていただきましたが、記載のとおり、期末手当のみが該当いたします。

先ほど御説明申し上げました一般職の職員と同様の支給割合にするために、4.30月から4.40月とするもので、0.10月を引き上げるものでございます。

支給月数の引き上げ分につきましては、本年度12月期におけます2.225月を2.325月としまして、平成30年度以降におきましては、6月期2.075月を2.125月へ、12月期2.225月を2.275月とするものであります。

次に、議会議員報酬ですが、むかわ町特別職報酬等審議会における答申を受け、報酬月額を改定するものでございます。

議長におきましては月額「26万5,000円」を「28万3,000円」に、副議長におきましては月額「21万円」を「22万4,000円」に、委員会委員長におきましては月額「19万1,000円」を

「20万4,000円」に、その他議員におきましては月額「17万7,000円」を「19万円」に改めるものであります。

続きまして、資料2ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。

初めに、改正条例案第1条に関するものでございます。

むかわ町職員の給与に関する条例第29条の勤勉手当でございます。同条第2項第1号で支給割合「100分の85」を「6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」へ改め、合わせて同項第2号で、再任用職員に係る支給割合「100分の40」を「6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」へ改めるものでございます。

附則につきましては、55歳を超える職員に対する給与の減額措置について規定するものです。

第4条関係となります別表第1の行政職給料表（1）及び行政職給料表（2）、また、別表第2の医療職給料表（1）及び医療職給料表（2）につきましては、新旧対照表より除かせていただきましたので、御了承願います。

続きまして、改正条例案第2条に関するものでございます。

資料につきましては3ページとなります。

むかわ町職員の給与に関する条例第29条の勤勉手当でございます。

同条第2項第1号で、支給割合「6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」を「100分の90」へ改め、あわせて同項第2号で、再任用職員に係る支給割合「6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」を「100分の42.5」へ改めるものでございます。

続きまして、資料4ページ、議案第57号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の新旧対照表でございます。

第4条では、期末手当の12月支給割合を「100分の222.5」から「100分の232.5」へ改め、改正条例案第2条では、期末手当の6月支給割合を「100分の207.5」から「100分の212.5」へ改め、12月支給割合を「100分の232.5」から「100分の227.5」へ改めるものでございます。

続きまして、資料5ページになります。

議案第58号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

改定内容につきましては、期末手当につきましては、常勤の特別職と同様の内容でございます。また、特別職報酬等審議会の答申を受け、議員報酬の額を改めております。

内容は、議員報酬の月額を、議長28万3,000円、副議長22万4,000円、委員会委員長20万4,000円、その他議員19万円に改めるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして御説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

議案第56号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条においては、勤勉手当の支給割合の改正でございます。

条例第29条第2項第1号中、勤勉手当における支給割合を、一般職におきましては「100分の85」を「、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」へ改め、再任用職員は「100分の40」を「、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」へ改めるものでございます。

附則第13項の改正は、6級以上55歳を超える特定職員に対する給与の減額措置について規定するものでございます。

別表第1及び別表第2について、改定後の給料表を19ページから35ページまで掲載しております。後ほどごらんいただきたいと思います。

35ページの改正条例案第2条につきましては、条例第29条勤勉手当の支給割合を、一般職におきましては「、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」を「100分の90」へ改め、再任用職員は「、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」を「100分の42.5」へ改めるものがあります。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第2条及び附則第4項の改正規定は、平成30年4月1日から適用とするものでございます。

続きまして、37ページの議案第57号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

第1条は、期末手当における支給割合の改正でございます。12月支給を「100分の222.5」から「100分の232.5」へ改めるものでございます。

第2条は、勤勉手当における支給割合を改正するもので、6月支給を「100分の207.5」を「100分の212.5」へ、12月支給を「100分の232.5」を「100分の227.5」へ改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第2条の改正規定は、平成30年4月1日から適用とするものでございます。

続きまして、39ページ、議案第58号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

改正内容は、議案第56号と同様でございます。附則についても同様であります。議員報酬について、「議長月額28万3,000円、副議長月額22万4,000円、委員会委員長月額20万4,000円、その他議員月額19万円」と改めるものです。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第2条の改正規定は平成30年4月1日から適用とするものでございます。

以上、議案第56号から第58号まで一括して提案の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第56号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 58号の第2条関連で若干質問させていただきたいと思っております。

これは平成30年以降、改選期が29年、30年の初めでありますから、我々のところでは関係のない話に基本的にはなるわけなんでございますけれども、これは過般、議会の皆さんがそれぞれ部署の中で努力をされてきた内容とかかかわっておるわけでありまして、基本的に議員の報酬改正ということになっていて、報酬審議会等々での議論もあったかというふうに思っておりますが、その内容についてお聞かせを願いたいというのが質問の趣旨であります。

その際に、私も長くかかわっておりますが、議員の側からこういう改定を求めたというのは、次回のことであっても余り例がないわけでございます。

こういう点で、報酬審議会の皆さんは、我々のこの議会の活動と報酬との関係についてどのような意見があったのか。私ども、議員定数削減の中での報酬増はいかがかという議論もいろいろあったわけでございますけれども、そういったことも含めながら、どのような御意見があったか伺っておきたいなど。これからの参考にできればというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 報酬審議会等での討論、審議の内容についての若干の御説明をさせていただきたいと思えます。

報酬審議会におきましては、各委員さんのほうから、まず、類似団体におけます議員の報酬等について審議をいたしました。また、胆振あるいは日高、近隣町におけます議員等の報酬につきまして、その状況についても確認をしたところでございます。

類似団体等におきましては、あるいは管内におきましても、本町の現行の報酬料金が比較的低いランクにございました。また、近隣町での議員報酬等の増額等も予定されているというような状況もございまして、それらの平均的な金額に報酬を上げることが適正ではないかという内容の審議があったところでございます。

また、議員の議会での特別委員会等でありましたアンケート調査にもありますような一般町民の皆さんの意見等も踏まえれば、単純に引き上げという部分についてどうかというような審議もございましたけれども、今現在、むかわ町あるいは北海道、全国的にもそうかと思えます、町村におけます議員のなり手不足という問題もございまして。

これらのことも考慮いたしまして、今後の議員のなり手といいますか、世代交代される時の後任になられる議員さんたちの一助になればと。また、そういうような議員活動をしていただきたいという願いを込めましての御意見を付されての答申であったことを申し添えたいと思えます。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第58号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第56号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第56号についての討論を終わります。

次に、議案第57号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第57号についての討論を終わります。

次に、議案第58号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第58号についての討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第56号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第11、議案第59号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

[酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第59号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案書の41ページをお開き願います。

議案第59号につきましては、平成29年8月の人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正を、先ほど議案第56号から58号で御決定いただいたところですが、これらに関するもののほか、12月11日発生の突風被害対策と胆振海区漁業調整委員会委員の辞任に伴う補欠選挙が行われることとなり、これに係る今後不足する部分について追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ755万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億4,617万9,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出をお開き願います。

1款議会費の30万円の追加につきましては、12月支給の期末手当について、算定基礎となる月数がふえたことに伴いまして、今後不足する額などを追加するものでございます。

次に、2款総務費の130万6,000円の追加につきましては、胆振海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に係る本町におけます投開票経費でございまして、財源につきましては全額道委託金でございます。

4ページの中段でございます。7款住宅費でございますが、住宅費の500万円の追加につきましては、12月11日の突風により、町営住宅駒場団地の屋根の鋼板等が剥がれる被害が発

生し、この補修経費として補正するものでございます。

その下の12款給与費でございます。給与費の95万1,000円の追加につきましては、人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正により、一般職員給与が平均0.2%増となり、勤勉手当が0.1カ月増となりますことから、これに伴い、今後不足する勤勉手当を補正するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

説明書の2ページに戻らせていただきまして、歳入について御説明申し上げます。

15款道支出金につきましては、胆振海区漁業調整委員会委員選挙費の委託金として、歳出と同額の130万6,000円を追加するものでございます。

19款繰越金につきましては、歳入予算の調整額といたしまして625万1,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

別冊むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書、事項別明細書1ページから4ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと議案書つづりの41ページから42ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 1点だけお伺いいたします。

4ページの1750-00町営住宅維持管理事務で500万円補正が上がっていますが、これは12月11日の竜巻ではなくて突風ということなのですが、もうあと半月で新しい年を迎えるんですけれども、これは年度内というか12月までの間には工事が完了するのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 駒場団地7号棟の屋根補修工事について御説明申し上げます。

平成29年12月11日に発生しました突風によりまして、駒場団地7号棟、これは昭和55年建設1棟4戸の公営住宅なのですが、これの屋根が剥離した状況でございます。

現在、屋根が、この3号と4号室の屋根全面が剥がれまして、屋根の鉄板及び防水シートが剥離して屋根下地が露出状態となっております。応急対策としまして、ブルーシートにより屋根を囲いまして、それで今応急対策としているところでございます。

今回、この補正予算を計上しまして、年内、屋根の鉄板がかかるのはちょっと資材の調達及び工事からちょっと難しいんですが、まず、対策としまして、防水シートを張る形で年内何とか過ごしまして、それでその次、鉄板材を用意次第すぐに復旧に進む形で考えております。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） わかりました。

そうすると、今の防水シート等関係では、これから結構嵐といいますか風雪といいますか、そういったものも予想はされるんですけども、それには大体耐え得るような状況の工事で進んでいるというふうにして理解してよろしいですか。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） この補正予算後、緊急工事に入りまして、それで防水シートを進め、また、それを突風とかでは飛ばないように押さえまして、それで下地をつくって、最後鉄板をかける工事で考えております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 今の1750と関連なんですけれども、突風の被害という点では、公営住宅だけではなくて14件の被害があったと聞いています。

もちろん公営住宅ですから公費でやるのは当然ですけれども、それ以外のところでも被害は受けております。その方々がどんなふうにしてその被害を立て直すようになっているのか、把握している点があれば伺いたいのと、救済する措置は何もないのかについて伺います。

○議長（三倉英規君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの道路の関係の部分についてお答えいたします。

今回の部分の公道に、要は風により資材が散乱して一般交通に支障のある部分につきましては、道路の部分で一部撤去しているところであります。

以上です。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 民間被害におけます方々の被災につきましては、心からお悔

やみといますか、申しわけないなという感じでいっぱいではございますけれども、公費のほうで民間災害の被害につきまして負担をするというような、現状ではそういう手当てはございません。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 行政報告を聞いていてもお見舞いの言葉を町長から出されましたけれども、それ以外のことはありませんでしたので、多分そうなのだろうと思っておりました。

しかし、年末控えて何かと物入りなときに突風という自然災害でこのようなことになったということは、本当に大変な思いをされていると思うんですね。だから、行政として寄り添って、どういうふうにして再建していくかということも一緒に考えていただけたらなと思うんですけども、現状を知る範囲で結構ですけれども、屋根が全部剥がれてしまったとか、物置が飛ばされた、とても個人の力で直すことはできないわけですから、例えば保険に入っていたのかとかいろんなことがあると思うんですけども、その辺の聞き取り調査というか、それはどの程度お聞きになっていますか。わかる範囲で結構です。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 屋根あるいは農機棟の被害に遭われた方々がそれらの復旧に向けた工事等につきましては、一定程度着手されていると。大工さんなり板金屋さんをお願いしているというような情報は聞いてございますけれども、実質、どのような保険に入っていて、対象になるか、額の内容、詳細については調査していないのが現状でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 公の立場として、お金を出して支援するということはできないにしても、やはりそこを、例えば被害に遭った方々のところへ訪問して、やはり寄り添って考えていくということも私は必要ではないかと、やるべきことではないかというふうに思うんですけども、実際に被害に遭われた方々のところへ訪問してお話を伺ったりとか、そういうことはされていますか、町長。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 一昨日ということで、行政報告の中でも申し上げましたが、停電等の方々のところには高齢者の見守り隊という形で訪問しながら向き合ってきているところでございます。

今大松議員が言われました個々の被害に遭われた十数件、住宅もありますし納屋等々もございまして。直接的に私どもに御相談はまだ来ていないんですけども、ただ、状況把握とい

う点では、そういったところも大事にしながら向き合っていければなど。

対応の仕方については限界があるかもしれませんが、相談体制の充実ということは今後も努めていければなど思っているところでございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

津川議員。

○10番（津川 篤君） 関連で御質問しますが、寄り添ってというふうな言葉がどういう意味合いにとればいいのかちょっと理解できないんですが、いずれにしても、高齢者だけでなく、例えば14件の民間の被害が出ている現状があるわけですから、やはりそこに行政が出向いて行って、今後における対策も含めてやはり検討するというのが、本当の真から寄り添ってやっていくというふうな体制だと私は思っているんです。

そのあたりが、今私も何件か被害の遭ったところに行って聞かせていただきましたが、本当にまだ行政からのそういうものが一つもないというふうなお話を聞いていますので、そのあたりは早急に、駒場団地だからという公的なものだけを最優先するというだけでなく、やはり民間にも、今町長が申し上げたように、本当に町民と寄り添ってやるというふうな根底があるのであれば、私はそこまで掘り下げてやるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 突風発生当時、職員については、それぞれの建物等々の関係等については、点検も含めて調査させていただいていることは事実でございます。

ただ、持ち主の方と直接その後面談された方もいらっしゃいますけれども、まだ面談されていない方もいらっしゃいますので、先ほど4番議員にも答弁しましたように、状況把握についてはしっかりと努めていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 追加で御説明させていただきます。

当日、建物関係のそういう屋根の補修の関係で、個人的になかなか業者がないという部分がありましたので、一応、建協を通しまして窓口をつくりまして、問い合わせしてきた方については、連絡先を教えまして対応している部分がありました。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

再開は15時20分といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時20分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、
採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、認定第1号 平成28年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第18、認定第7号 平成28年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、第3回定例会において平成28年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とし付託をしたものでございます。このたび審査終了に伴い、お手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。

すので、委員長から審査の経過と結果について報告を受けたいと思います。

津川委員長。

〔津川 篤決算審査特別委員長 登壇〕

○決算審査特別委員長（津川 篤君） それでは、平成28年度むかわ町各会計審査にかかわる委員長報告をさせていただきたいと思います。

平成28年度むかわ町各会計決算審査特別委員会における審査経過及び結果について御報告をいたします。

平成28年度むかわ町一般会計ほか3特別会計及び3事業会計の決算審査については、平成29年度第3回定例会に設置された本委員会にその審査が付託されたものであります。

本委員会は、9月15日開催の第1回委員会において、審査方法及び審査日程を協議した結果、審査の方法については、審査を有効かつ円滑に進めるため事前に調査事項を取りまとめることとし、審査日程については10月24日から10月26日までの3日間といたしました。

審査事項を取りまとめた結果、一般会計歳入、個人町民税で住民非課税世帯、均等割のみの課税世帯数についてほか11項目、歳出では、東京23区との相互交流の取り組み内容についてほか68項目、国民健康保険特別会計4項目、介護保険特別会計3項目、上水道事業会計1項目、病院事業会計1項目の合計90項目でありました。

これを審査項目として決定をし、説明員として所管課長の出席を求め、その内容、大要説明及び行政成果等について説明を受けました後、質疑及び意見交換を行い、慎重に内容について審査を行いました。また、審査最終日には渋谷副町長の出席を得て、7会計の決算について意見交換を行い、決算にかかわって委員から次の趣旨の意見が述べられました。

小中学生のうち、歯科齲歯の低下に向けて健康福祉課、生涯学習課を含めて戦略的に取り組んでいただきたい。ふるさと納税については、この3カ年で75%の減となっているので、プロの力をかりながらしっかりと対策に取り組んでいただきたい。公共施設の利活用については、利用目的に沿った活用が必要、いま一度検証されるべきではないか。町民の所得格差の大きい町民の暮らし、福祉のあり方をもっと追及すべき。役場内でグループ制をひいているが、この利点をもっと追及していただきたい。遊休財産の財源の移譲など、活用、検討をしていただきたい。合併をして10年を経過しているが、50代以上の人にとっては鶴川地区と穂別地区の温度差をすごく感じている、しっかりしたまちづくりに取り組んでいただきたい。

以上の意見を受け、副町長から次の趣旨の考えが述べられました。

平成28年度決算について、歳出については、中央小学校の改築、給食センターの建設、防

災拠点となる富内銀河会館の建設など大型事業により100億を超える予算規模となったところであり、加えて、8月の台風の影響もあり、災害復旧も含め当初の予算を大きく超える決算となっている。歳入については地方交付税が国勢調査人口の置きかえになったことと、合併の逡減期に入り減少をしている。厳しい財政運営であったが、中長期財政フレームを移譲しながら国庫支出金、優良地方債の確保に努めながら基金の繰り入れ、地方債の借り入れ調整をしながら健全な財政に努めてきたところである。また、人口減少社会に向け、地方創生事業総合戦略の展開、その核となる恐竜化石を生かしたまちづくり、さらには、老朽化した社会資本公共施設の効率的な維持、今後のあり方については、公共施設の総合管理計画などを策定していきたいということであります。今後も将来を見据えた町政の構築、持続可能な財政運営に努めていきたいと考えている旨の発言がありました。

以上、説明聴取、質疑及び意見交換の後、平成28年度にかかわるむかわ町一般会計ほか6会計の採決をした結果、いずれも認定をするということに決定をいたしました。

最後に、審査に当たりましては、説明資料の提出等に御配慮いただきました理事者初め、各課課長及び各職員に対し心から感謝を申し上げ、委員会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 委員長報告が終わりました。

ほかの委員で補足発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） ほかになしと認め、委員長報告を終わります。

これから委員長報告の審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、認定第1号から認定第7号までの7件について討論を行います。

討論は一括して行います。

認定に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成28年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から、認定第7号 平成28年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を採決します。

採決の順番は認定番号順といたします。

初めに、認定第1号 平成28年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件を採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成28年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決

します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成28年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成28年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成28年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成28年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成28年度むかわ町病院事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成28年度むかわ町病院事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

◎意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第19、意見書案第13号 日本国憲法第9条改正に反対する意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 意見書案第13号 日本国憲法第9条改正に反対する意見書案について御説明を申し上げます。

総選挙の結果、政権与党が3分の2を占めたことを受けて、安倍首相は改憲に前向きな政党など野党と協議に入る考えを示しました。

首相は5月、9条の1項（「戦争の放棄」）2項（「戦力の不保持」）（「交戦権の否認」）はそのままにして、3項に自衛隊を明記する憲法9条改憲を、2020年には施行すると表明しています。

しかし改憲案は、単に自衛隊を憲法で認めるだけにとどまりません。歴代政権は、自衛隊が9条2項で保持を禁じる「戦力」にはあたらないと言うため、「わが国の自衛のための必要最小限の実力組織」と説明してきました。

厳に安保法制を成立させ、2016年に武器使用を認める「駆けつけ警護」などの新任務を付与して自衛隊を南スーダンPKOに派遣しましたが、戦闘に巻き込まれかねない事態となり、憲法9条のもとで政府は自衛隊撤退を決定せざるを得ませんでした。

自衛隊を条文に書き込めば、「戦力の不保持」「交戦権の否認」に関わり無く、無制限に武力行使を行えるようになります。

国際的にも最も先進的な平和主義の理念を定めた第9条は、死文化してしまいます。

読売新聞の10月世論調査では、自衛隊明記に「賛成」35%、「反対」42%、朝日新聞の同月調査でも9条改憲に、「賛成」36%、「反対」45%でした。

世界188カ国の憲法を分析したアメリカの法学者によっても、「世界で今、主流になった人権の上位19項目までをすべて満たす先進ぶり」と評価されています。日本国憲法は、国民からも世界からも評価され、その先進性・先駆性ははっきりしています。

憲法第9条こそ世界の流れであり、日本と世界の平和のために生かすときです。北朝鮮の核開発・ミサイル発射は断じて許されません。北朝鮮問題で戦争の可能性を無くすためには対話による解決しかありません。9条を持つ日本だからこそ、平和的解決の先頭に立つことができます。

9条改憲を行わず、今こそ日本と世界の平和に生かすことを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

1番、山崎議員。

○1番（山崎満敬君） 自衛隊は、現実問題実在いたします。自衛隊に関しては、国防に関することということで地方議会としてはなじまず、反対意見とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 日本国憲法9条改正に反対する意見書案ということで、この内容を見ますと、この日本国憲法が持つ役割を非常に明確にしております、そして今、直近の国をいろいろお騒がせするような形で安全問題が言われておりますが、その点についても、憲法の立場で言えば、きちっと対話による方向ということが述べられております。

今、日本の国民は、北朝鮮のミサイル問題を中心として脅威を抱いております。これに対して、今行われているのは、武力をもってそれをおさめよう、力づくで押しつけよう、こういう形でありますから、これでは歴史を見ても平和をつくることはできません。やはり日本国憲法を持つ私どもとして、この精神に立ってこそ今、その対応を図るべきであります。

世界的に見ても、「ICAN」という核兵器廃絶を求める運動の団体がノーベル平和賞を受けられ、そして日本の被爆者の代表が参加をし、スピーチをしております。その中には、

日本が持つこの憲法の役割を今こそ發揮してほしい、その願いが込められています。

また、改めて、日本国憲法は私ども、町民一人一人の暮らしを、今大変な中の暮らしを、憲法に基づいてやってほしいという願いがあります。

そういう立場を含めて、憲法を今こそ、改正するのではなくて、本当に平和のために、暮らしのために生かすことが大事な役割だというふうに考えます。

そういう点では、こうした意見書がたくさん出されることを願うものであります。その立場から賛成の討論といたします。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第20、意見書案第14号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 診療報酬を引き下げず、地域医療を守る意見書案ですが、原文については皆さんのお手元に配付をしておりますので、要点の3点だけを申し上げて趣旨説明とさせていただきますと思います。

まず、第一には、診療報酬の連続引き下げは行わず、適正な水準を確保すること。

2つ目に、公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること。

3つ目には、地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第21、意見書案第15号 日欧EPA「大枠合意」の全容の情報を

明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第15号 日欧EPA「大枠合意」の全容の情報を明らかに

し、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書案について、少々説明をさせていただきます。

この意見書は、御存じのように、ことしヨーロッパと日本が関税引き下げ等々で「大枠合

意」というふうにしたものであります。

この意見書は、最後にありますように、「大枠合意」の全容の情報を明らかにして、「暫定発効」をしないように求めますということであります。

なぜこうした立場をとらなければならないかということについて、これまでも議会質問等でもありましたけれども、若干お話しをさせていただきたいと思っております。

今回のこの「大枠合意」というものが、仮に実施されるということになれば、ヨーロッパのほうは、農産物で直接入るというよりも、それを活用した加工品が非常に大きな力を世界的にも持っているところであります。ここに書いてあるように、スパゲティ・マカロニ、ベーコン・ソーセージ、トマト加工品等々となって入ってくるものでございます。

これがそのまま実施ということになれば、北海道においてどういうことになるかといいますと、北海道の今でも離農の状況が続いている酪農、特にチーズの生産に回している酪農家、こうしたところに大きな影響が出てまいります。

我が町で見ればどうかということになりますが、我が町でも複合経営で蔬菜等に今シフトをして、何とか経営を守るために頑張っております。

特にこの中で、トマトは大きな位置を占めてきていますが、これらがそのまま実行されるということになれば、トマトの加工品が大量に入ってきてまいりまして、国内産の生産に極めて大きな影響を与えるということになりかねません。さらに、このスパゲティ等々の関連で言えば、小麦のかかわりがあります。やっとな北海道上でゆめちからを初めとして、パンや麺類に合う小麦を品種改良し、生産をし、そしてその生産がやっとな農家の皆さんの中で軌道に乗る状況にまで今来ています。

これらに対する影響は多大なものとなることは必至というふうに農業関係団体は見ています。

さらに、道内各市町村で人口減少が続いていますが、その大きなものに食品加工の破綻等があります。これらが実施されれば、そうした道内各市町村における食品加工等の問題が極めて大変な事態になることも必至であります。

こうした中で、政府は今大型補正予算等々で対応するんだと言って、まだ実施になっていない段階で対応も進めているようではありますが、これにも1つの疑問を持たざるを得ません。

それは、TPP11という形でスタートしようとしていますが、そうしたものへの運びへの含み、さらに私ども農業関係団体として恐ろしいのは、その上に来るというふうにマスコミ等でも言われております日米FTAの問題であります。これが来ると、本当に日本農業は大

変な状況になると思います。

最後になりますが、今の新農業基本法、20年が過ぎますが、この農業基本法の中心は何が書いてあるか。この新農業基本法には、国民の食料を安定的に供給、そのための農業生産をきちっと守らなければならないというふうに国が決めた新農業基本法には書かれています。

この立場からしても、こうした安易な関税引き下げ等々の行為をすることなく、地域を守る、農業を守るという立場で進めていただきたいという立場からこの意見書を提案するものでございまして、多くの皆さんの賛同をいただきますよう心からお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

津川議員。

○10番（津川 篤君） 今回の趣旨説明の中に、日欧EPAの、これはもう7月に合意をしてスタートをしていて、12月8日には、もう正式妥結をしていると、こういう新聞報道があるわけです。そうしたら、その中において、この中にもありますが、これらに含む農業の強化対策として、17年度補正予算には3,000億円を投入して日本農業の基盤を守っていくんだという政府のそういう強い意向も示されている中において、私は今の段階で、こういうことが決まっていながら意見書を出すというのは、それは沿わないという立場から反対といたします。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 関税を撤廃し続けていくということは、この意見書案の中にもありましたけれども、今回のこの日欧EPAの場合は加工品がいっぱい入ってくると。そうすると、原料を生産しているところが北海道では多いと。このむかわ町でも酪農家の方はいますし、トマト生産もありましたけれども、この加工品が入ってくるとということは、そういう材料を生産している農家の方々は間違いなく大きな打撃を受けていくことになる。幾らお金

を投入されたとしても、それは将来的にその経営ができなくなっていくということですから、それはやってはいけないことだというふうに思っています。

食料自給率が当然下がっていくことになると思うんですね。日本の食料自給率、皆さん御存じかと思うんですけども、1965年、ここには73%もありました。その後どんどんと下がり続けて、昨年度は38%です。このようなことを続けていく、日本の農業を守る立場に立たなければならない政府が、安易にこのようなことをやり続けるということには、私は絶対に反対をしています。

食料自給率を上げていくと言いながらこのようなことを行っているということは、政府自身がうそをついているということになります。

やはり農業の町としても、このようなことはやっては困るということを経長の名前でぜひとも上げていただきたいという立場から賛成討論といたします。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第22、意見書案第16号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） それでは、趣旨説明をさせていただきますが、道教委「新たな高校

教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案であります。先ほどと同じように、原文は皆さんのお手元にありますので、今回は要点を大きく4点に分けてありますので、これらを読み上げて趣旨説明とさせていただきますと思います。

まず、1つ目には、道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、現在検討している「新しい指針」については、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を抜本的に見直したものとすること。

2つ目には、高校の学級定員を引き下げる。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級にすること。

3つ目には、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4つ目には、地域の高校を存続させるため「地域キャンパス校」については、道教委が検討している「2年連続20人を下回った場合は統廃合する」とする「基準の改正」をしないこと。また、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第23、意見書案第17号 教職員の長時間労働是正を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） それでは、教職員の長時間労働是正を求める意見書案ですが、要点のみ読み上げて、趣旨説明とさせていただきたいと思います。

まず、1つ目には、教職員の長時間労働是正に向け、「給特法」の改廃を含め、抜本的な法整備を行うよう国に働きかけること。

2つ目には、当面、現行「給特法・条例」下においては、道教委「修学旅行の引率業務に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」における対象業務の拡大や運用の改善など、実効ある超勤解消策を早急に講ずるとともに、長期休業期間中の校外研修の保障など、教職員の勤務条件・教育条件の改善を図ること。

3つ目としては、部活動を社会教育に移行するよう国に働きかけること。当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第24、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生文教常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告はありませんか。

○総務文教厚生常任委員長（津川 篤君） はい、特にありません。

○議長（三倉英規君） 産業建設常任委員長、報告はありませんか。

○産業建設常任委員長（佐藤 守君） 記載のとおりであり、そのほかにはございません。

○議長（三倉英規君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで各委員長報告に対する質疑を終わります。

各常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（三倉英規君） 日程第25、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣に関する件

○議長（三倉英規君） 日程第26、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり胆振東部市町議会懇談会が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君） これで、本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時05分